

平成 2 5 年 第 4 回

身延町議会定例会会議録

平成 2 5 年 1 2 月 9 日 開会
平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 5 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 9 日

平成25年第4回身延町議会定例会（1日目）

平成25年12月 9日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 提出議案の説明
- 日程第7 提出議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 深澤 勝 | 2番 | 赤池 朗 |
| 3番 | 田中 一泰 | 4番 | 広島 法明 |
| 5番 | 柿島 良行 | 6番 | 芦澤 健拓 |
| 7番 | 松浦 隆 | 8番 | 福與 三郎 |
| 9番 | 草間 天 | 10番 | 川口 福三 |
| 11番 | 渡辺 文子 | 12番 | 伊藤 文雄 |
| 13番 | 野島 俊博 | 14番 | 河井 淳 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員（3人）

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 4番 | 広島 法明 | 5番 | 柿島 良行 |
| 6番 | 芦澤 健拓 | | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	笠井一雄
会計管理者		樋川信	財政課長	笠井祥一
政策室長		佐野文昭	町民課長	遠藤基
税務課長		村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長		高野恒徳	教育委員長	望月忠男
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		佐野昌三	建設課長	竹ノ内強
産業課長		千頭和勝彦	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		高野博邦	環境下水道課長	深沢香
水道課長		遠藤庄一		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。
相互にあいさつを交わし、始めたいと思います。
ご起立を願います。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまです。
平成25年第4回身延町議会定例会の開会にあたり一言あいさつを申し上げます。
議員各位には、第4回定例会へのご参集に心から敬意を表す次第でございます。
本定例会は、改選後初めての議会となります。町民の皆さまの声を反映できるよう、負託された課題を慎重に審議し、議員が一丸となり地域ならびに町の発展にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。
本定例会に町長から提案されます諸議案は、いずれも重要な内容を有するものでございます。慎重なご審議、ならびに円滑な議会運営にご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
これから厳しい寒さになってまいります。議員各位には十分にご自愛をいただき、積極的な議会活動、ならびに議員活動をお願い申し上げ開会のあいさつといたします。
ただいまから、平成25年第4回身延町議会定例会を開会いたします。
ここで平成25年11月19日の教育委員会において、新しく教育委員長に選任されました望月忠男教育委員長より初めての議会のため、あいさつの申し出がありましたので、これを許可します。
望月忠男教育委員長、ご登壇ください。

○教育委員長（望月忠男君）

おはようございます。
貴重な時間の中で、私にあいさつの機会を与えていただきまして大変ありがとうございます。
今、紹介いただきましたように去る11月19日の定例教育委員会におきまして、渡邊勢津子教育委員長のあとを受けまして、新しく教育委員長に選出されました望月忠男であります。
住まいはこの本庁舎の横の寺沢川の上流のほうの日向南沢というところで、通称石畑というところに住んでおります。
もとよりいたずらに馬齢を重ねてまいりましたし、力不足なものでありますけども、誠心誠意、この職に務めたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で教育委員長のあいさつを終わります。
ただいまから、平成25年第4回身延町議会定例会を開会いたします。
出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。
本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定によりまして、

4番 広島法明君

5番 柿島良行君

6番 芦澤健拓君

以上3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から12月12日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月12日までの4日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長および関係者の出席を求めたところお手元に配布のとおり出席の通知がありましたので、ご承知願います。

次に9月定例会以降の議会関係行事等については、お手元に配布のとおりですので報告をいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 町長が行政報告を行います。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

おはようございます。

本日ここに平成25年身延町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには師走に入り何かと気忙しい中、全員のご出席をいただきまして誠にありがたく御礼を申し上げます。

さて今定例会は10月27日執行の身延町議会議員選挙で、町民の皆さまの期待と負託を得る中で見事当選の栄を勝ち取られた皆さまの初の定例会であります。心からお祝いとお喜びを申し上げます。

また議会内で河井議長、野島副議長が、さらに議会構成も決定されました。その中であって議員の皆さまには町民福祉のためにご尽力いただいておりますことに対し、町民を代表して感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

まず、経常収支比率についてから申し上げます。

山梨県は11月11日、2012年度の市町村普通会計決算の概要を報道機関等を通じて公表いたしました。公表された中に財政の弾力性を示す経常収支比率があります。本町の経常収支比率は昨年の75.3%に比べ73.3%となり、対前年度比2.0ポイントの改善がなさ

れました。県内の収支比率の平均は84.0%で本町は平均を下回っております。

しかしながら歳入における町税は依然、減少傾向にあり一般財源の確保はますます厳しくなる状況であることから、町民サービスの低下を招かない中で引き続き行財政改革に取り組み、職員一人ひとりがあらゆる努力と工夫を重ね、経常的経費の節減・節約を行うよう徹底したところでございます。

次に、平成26年度予算編成についてであります。

去る11月18日、平成26年度予算編成会議を開催し、この中で予算編成担当職員等に対し、町税等の減収や来たるべき地方交付税合併算定替えの終了、さらに平成26年度4月1日から消費税が3%引き上げられることを考慮に入れ、歳入・歳出の両面から事務事業の見直しを行うことはもとより施策の優先度を厳しく精査するとともに、限られた財源の重点的・効率的配分を行うなど、最小の経費で最大の効果が得られるような予算を編成するよう指示をしたところでもございます。

次は丸滝、宮の前宅地分譲事業についてであります。

この事業は定住促進に結び付けていくために、丸滝にありました「身延ショッピングセンターコマ」の跡地を宅地分譲していく事業です。現在、造成中ですが発注までの協議に不測の時間を費やしてしまいましたので、完成予定が平成26年3月14日となり、このため平成25年度中の販売ができなくなってしまいました。

販売につきましては、平成26年4月より行う予定で計画を進めている状況であります。一日も早く販売をし、定住していただけるよう努めてまいり所存でございます。

次に、第28回国民文化祭やまなし2013についてであります。

本県において1月12日から通年で開催されました「第28回国民文化祭やまなし2013」が11月10日に終了をいたしました。本町は3部門の主催事業を開催し、切り絵部門は「国際切り絵コンクール・イン・身延ジャパン」と称し、富士川・切り絵の森美術館において9月7日から11月10日まで開催をいたしました。

応募作品数は国内外から合わせて342点あり、18点の入賞作品を含む140点の入選作品を展示いたしました。期間中は5,933人の入場者があり、切り絵の素晴らしさは本町の文化芸術の振興に大きく貢献したことと思います。

次に美術展「工芸」は10月12日から11月4日まで、なかとみ現代工芸美術館において開催し、応募作品数は108点で入賞作品10点、奨励賞10点、入選作品73点を展示いたしました。

期間中は2,530人の入場者があり、10月20日には西嶋和紙祭り、11月3日には紙の市なども開催し、美術館と西嶋和紙など地域の魅力も味わってもらうことができました。

最後にかかる部門の小倉百人一首かるた競技全国大会は、11月2日と3日に身延町民体育館において開催し、41都道府県から選手役員約500人の参加がありました。

運営には地元の多くの皆さまのご協力をいただき、また身延中、身延高の生徒の皆さまが競技運営に携わる真面目な姿は参加した選手役員、また訪れた方々からお褒めの言葉をいただき素晴らしい大会だったと評価をされた大きな要因ともなったところであります。

今回、国民文化祭を開催し、本町は全国の皆さまに本町の豊かな歴史、文化、おもてなしを知っていただくことができ、また町民の皆さまには新たな文化に触れることができた有意義な大会だったと考えております。ご協力をいただきました関係の皆さまに厚く感謝と御礼を申し

上げます。

次に、教育委員会の構成についてであります。

11月18日に任期満了を迎えた千須和繁臣教育委員の後任として片田駿三氏が就任しました。片田氏は11月6日の臨時議会において議会のご同意をいただき、11月14日に任命をいたしました。任期は平成25年11月19日から4年間となります。

また11月18日には、渡邊勢津子教育委員が教育委員長としての1年の任期を満了したことから、11月19日に開催されました定例教育委員会において後任の選任を行いました。その結果、先ほどあいさつをいたしました望月忠男委員が委員相互の推薦により教育委員長に選出されました。委員会構成は次のとおりであります。

委員長 望月忠男、委員長職務代理者 池上要靖、委員 渡邊勢津子、委員 片田駿三、教育長 鈴木高吉。

以上でございます。

次に子ども・子育て支援の施策の推進についてであります。

国におきましては質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から始まる予定でございます。

本町ではこの新制度による事業実施のため、5年間を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしますが、現在その計画の基礎となるニーズ調査を小学生以下の子どもを持つ保護者を対象に実施しているところであります。

また身延町子ども・子育て会議の第1回目の会議を11月27日に開催し、ニーズ調査の内容についてご検討いただいたところであります。

子どもは社会の希望であり未来をつくる存在であります。子どもをすこやかに育むことと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより将来のわが町、わが国の担い手育成の基礎をなす未来への投資であり、社会全体で取り組むべき重要課題の1つであると考えます。

このようなことから「身延町子ども・子育て会議」の皆さまには本町の子ども・子育て支援の充実のため、なお一層お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

次に、本栖湖西岸でのフジマリモの確認と本栖湖周辺の登山道整備事業についてであります。

本年6月に世界文化遺産に登録された富士山の構成資産である本栖湖西岸で山梨大学の芹澤准教授らによって「フジマリモ」を確認したとの発表がありました。富士山とともに富士五湖のシンボルになることを期待したいと思います。

文化遺産登録を機に本栖湖を訪れる観光客も増加しており、さらにマリモ人気が加算され、より多くの観光客が訪れてくれることを期待しています。その中で周辺の中之倉峠、竜ヶ岳、パノラマ台等をトレッキングする登山者も増えてまいりました。これらの登山道は案内標識が未整備のため道に迷うこともあり、今後も増加が予想される登山者の安全確保が課題となつてまいりました。

当地は恩賜県有林、また富士箱根伊豆国立公園の特別地域であるため、今般、関係所管への許可申請の手続きが済み、登山道への案内標識を設置することいたしました。

今後も利用者の安全確保を念頭に本栖湖のPRに努め本栖湖から下部温泉、身延山への誘客を進めてまいりたいと考えております。

次に、下部地区設置の音声告知機の不具合についてであります。

去る11月1日から下部地区の音声告知機が下部支所に設置してある機器の故障により、放送ができない状態にあります。原因は下部支所に設置のセンター装置が故障しシステムが機能していないため、各家庭設置の音声告知機での受信ができないことによるものです。

この機器は設置からすでに20年経過し、保守部品の調達が困難なため修理の目途が立っていないのが現状であります。復旧するにはセンター装置と各家庭に設置の音声告知端末を入れ替え新システムを導入しなければなりません。新システムを導入した場合でも特殊機器のため設置運用までには相当の時間が必要になります。

このような事情から今年度から防災行政無線デジタル化更新事業を実施し、来年度の運用を目指しておりますので、その間、下部地区の皆さまにはご辛抱いただかなければなりません。防災行政無線デジタル化更新事業の運用までには台風シーズンも控えておりますので、災害時の情報伝達の手段については、消防団を経由するなど万全の対応をとらなければならないと考えています。

現在、屋外放送と一部難聴地域に設置の戸別受信機での放送となっております。屋外放送は聞き取りにくいところがあり大変ご不便をおかけしていますが、下部地区の皆さまには防災行政無線デジタル化更新事業の運用までご辛抱いただきますよう何とぞご理解・ご協力をお願いいたします。

次に、公共下水道の加入状況についてであります。

公共下水道の各戸への接続については平成25年11月26日現在、中富処理区は加入戸数995戸で加入率が65.4%、身延処理区は加入戸数353戸で加入率が43.7%、下部処理区は加入戸数45戸で加入率31.5%であります。今後も加入率アップに向けご理解・ご協力をお願いするところでございます。

次に、子どもが関係した第3回定例会以降の主な行事について申し上げます。

9月14日、山梨県体育祭の開会式。20日、秋の全国交通安全運動山梨県出発式。25日、交通安全祈願祭、富士川クラフトパーク第2回精算人会。26日・27日、平成南部藩・三戸町、竹原町長が来庁をされました。27日、飯富病院9月定例議会。28日、いきいき山梨ねんりんピック開会式。

10月に入りまして2日、第24回本栖湖西岸クリーン大作戦。4日、身延町議会臨時議会。7日、介護保険運営協議会。9日から10日に平成南部藩・八戸市を訪問させていただきました。11日、三石山林道竣工式。12日、枝豆オーナー収穫祭、身延山御会式、万灯行列。15日、山梨県電子化業務運営協議会。16日、山梨県農業まつり。17日、峡南広域行政組合議会定例会。18日、平成25年度一般廃棄物最終処理場運営協議会。21日、平成26年度国、県への要望を県に提出したところであります。23日、平成25年度、安心・安全なまちづくり山梨県民大会。27日、身延町議会議員選挙の投開票が行われました。30日、山梨市町村総合事務組合議会、土地改良事業団体連合会理事会。31日、峡南衛生組合定例議会。

11月2日から3日には国民文化祭、小倉百人一首かるた競技全国大会。同じく3日の日にはみのぶまつりでございまして、鴨川市の長谷川孝夫市長が来場をしていただきました。6日、身延町議会臨時議会。8日、県立高等学校整備基本構想地域説明会、富士山世界遺産保存整備山梨県地方自治体連絡会議。13日、山梨県介護保険審査会。14日、飯富病院議会臨時議会。15日、全国過疎地域自立促進連盟理事会・総会。16日、第28回県民の日開会式。19日、

全国治水砂防推進大会。20日、全国町村長大会。21日、全国山村振興連盟総会。22日、峡南広域行政組合臨時議会。24日、身延町消防団操法披露大会。25日、峡南衛生組合議会臨時議会。26日、山梨県町村長会議。27日、山梨県市町村総合事務組合議員全員協議会。28日、安全・安心の道づくりを求める全国大会。29日、治水事業促進全国大会。30日、第1回ツール・ド・富士川100キロメートル走でございました。

12月1日、身延山・七面山修行走。

以上、主なものについて報告をさせていただきました。

なお、この間、各種団体の会議への参加および地域の行事への参加等を行ってまいりました。

次に、今定例会に提案いたします議案は条例の一部改正をする条例5件、平成25年度補正予算8件、認定1件、諮問1件の計15件でございます。

なお、詳細につきましては上程時に申し上げさせていただきます。

結びに私は常にお願ひしておりますように厳しい財政運営が続いている今日、町民の皆さまも「町が何をしてくれるか」のみを期待するのではなく、今まで以上に「自分は町のために何ができるのか」を考えていただきたいと申し上げてまいりました。この意味で大変喜ばしいイベントが2例ございました。

先ほど行政報告の中でも申し上げましたとおり、その1つはツール・ド・富士川であります。去る11月30日、富士川クラフトパークを発着点として県内外から150名余のサイクリング愛好家が集い、富士川流域の景色を楽しみながら100キロメートルを快走していただきました。この主催は富士川流域サイクルエリア創設プロジェクト推進協議会であり、まさに民の力であります。聞くところによりますと3分の1の約50名の選手と家族の皆さまが前泊していただいたと伺っております。地域活性からも大変ありがたい限りであります。

さらに12月1日には、身延山・七面山修行走の第1回大会が身延山三門を発着点として実施され、身延山・七面山コースは延長36キロメートルで累積標高2,700メートルを県内外から参加の193名（男性154名、女性39名）によって紅葉路を走破されました。

また身延山コースは13キロメートルで同じく県内外から185名（男性132名、女性53名）の皆さまの参加をいただき、全山紅葉の身延山を事故もなく楽しく走っていただきました。

初回の大会にもかかわらず、全コース合わせて378名（男性286名、女性92名）の参加をいただいたこと、さらには事故もなく全員が完走していただいたことに深い感銘を受けたところでもあります。

こちら主催は地元の身延山・七面山トレイランニング実行委員会であり、民の力でありませぬ。早朝7時30分のスタートですので、多くの選手の皆さまや家族の皆さまが前泊だったと伺っておりますし、約半数の選手の皆さまが試走に来ていただいたこととも大変ありがたく、来年度以降もぜひ開催していただきたいと考えております。

もう1つ、大変喜ばしいニュースは過日の新聞に「健康寿命 山梨が日本一」との報道がありました。県立大の小田切教授は報道の中で「趣味やスポーツの活動、無尽が盛んで地域社会とのつながりが強く、高齢者が孤立せず豊かな人間関係のある生活が維持されていることが背景にあるのではないか」と説明しております。

私も身延いちいち運動を推進しております。健康寿命山梨県一を目指せば日本一の健康寿命の町になるわけでありませぬ。私も含め高齢者が病院の待合室で話をするのが楽しみではなくス

スポーツや芸術を通じての場で高齢者同士が話をし、病院に行くことが恥ずかしいというような雰囲気のある町、健康な町になっていただければと願っております。

当然のことながら、行政は町民の皆さまが住めるまち・住みたくなるまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、議員の皆さまや町民の皆さまの格段のご協力をお願いし、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

町長の行政報告が終わりました。

日程第5 提出議案の報告ならびに上程を行います。

議案第81号 身延町税条例の一部を改正する条例について

議案第82号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第83号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第84号 身延町下水道事業受益者負担金等徴収条例の一部を改正する条例について

議案第85号 身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第86号 平成25年度身延町一般会計補正予算（第4号）について

議案第87号 平成25年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第88号 平成25年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第89号 平成25年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第90号 平成25年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第91号 平成25年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第92号 平成25年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第2号）について

議案第93号 平成25年度身延町土地開発事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第94号 町道路線の認定について

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

請願第2号 重度心身障害者医療費助成制度の窓口無料の維持を求める請願書

以上、議案16件を上程いたします。

日程第6 提出議案の説明を求めます。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

議案第81号から諮問第3号までの15件について、町長の提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまご指名をいただきましたので、提出案件の提案理由についてご説明を申し上げます。

今回、提出いたしました案件は条例案件が5件、平成25年度補正予算案件が8件、町道路線の認定案件が1件、人事案件が1件の計15件となっております。

それでは、個々について順を追って申し上げます。

まず議案第81号 身延町税条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町税条例の一部を改正する条例の議案を提出するものであります。

平成25年12月9日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が公布をされ、同法による改正の一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、身延町税条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 8 2 号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議案を提出するものであります。

以下、提出日と提出者名は省略をさせていただきます。

提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が公布をされ、同法による改正の一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、身延町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 8 3 号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町介護保険条例の一部を改正する条例の議案を提出するものであります。

提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律の公布および身延町税条例の一部改正に伴い、身延町介護保険条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第 8 4 号 身延町下水道事業受益者負担金等徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町下水道事業受益者負担金等徴収条例の一部を改正する条例の議案を提出するものであります。

提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する条例の公布および身延町税条例の一部改正に伴い、また合わせて都市計画法の規定による延滞金の割合を準用させるため、身延町下水道事業利益者負担金等徴収条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 8 5 号 身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出するものであります。

提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律の公布および身延町税条例の一部改正に伴い、身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 8 6 号 平成 2 5 年度身延町一般会計補正予算（第 4 号）についてであります。

平成 2 5 年度身延町の一般会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,068万1千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ90億9,935万3千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の追加および変更は「第3表 地方債補正」による。

以下は省略をさせていただきます。

次は議案第87号 平成25年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。

平成25年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ379万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,631万8千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次は議案第88号 平成25年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成25年度身延町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,379万6千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次は議案第89号 平成25年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。

平成25年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ427万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,451万3千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次は議案第90号 平成25年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

平成25年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,058万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,497万9千円とする。

以下は省略させていただきます。

次に議案第91号 平成25年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてあります。

平成25年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,175万4千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次は議案第92号 平成25年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成25年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,208万8千円とするものであります。

以下は省略をさせていただきます。

次は議案第93号 平成25年度身延町土地開発事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

平成25年度身延町の土地開発事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,404万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,908万4千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次は議案第94号 町道路線の認定についてであります。

下記の路線を町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

記

整理番号 M3 - 205

路線名 丸滝宮の前2号線

起 点 身延町大字丸滝、字宮の前525 - 2番地先

終 点 身延町大字丸滝、字宮の前532 - 1番地先

延 長 78メートル

幅 員 6から13.07メートルでございます。

整理番号 M3 - 206

路線名 丸滝宮の前3号線

起 点 身延町大字丸滝、字宮の前472 - 6番地先

終 点 身延町大字丸滝、字宮の前553 - 3番地先

延 長 12メートル

幅 員 6メートルでございます。

整理番号 M3 - 207

路線名 丸滝支線4号線

起 点 身延町大字丸滝、字宮の前469 - 2番地先
終 点 身延町大字丸滝、字宮の前466 - 4番地先
延 長 66.95メートル
幅 員 2.6から3.9メートルでございます。
平成25年12月9日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由を申し上げます。

丸滝宮の前住宅分譲事業において、町道丸滝宮の前2号線ほか2路線を新たに町道路線として認定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

最後は諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについてであります。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町下山5954番地
氏 名 望月達也
生年月日 昭和22年4月12日
平成25年12月9日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由を申し上げます。

平成26年3月31日に望月達也委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したい。

これが議会の意見を求める理由でございます。

以上でございます。

なお、議案第81号から94号につきましては、担当課長より詳細説明をさせますのでよろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

また諮問第3号につきましては、翌年の4月1日付けの法務大臣委嘱に向け1月中旬には法務局に候補者を推薦する必要があることから、本定例会に諮問をさせていただきました。合わせてよろしくご審議の上、ご答申くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

提案理由で間違いがございました。

議案第84号に地方税法の一部を改正する法律のところを条例と申し上げましたようで、ご訂正をいただきたいと思っております。

次は議案第90号の歳入歳出予算の総額を8億3,497万9千円のところを9億3,400万と申し上げたようでございますので8億3,497万9千円に訂正をいただきたいと思っております。

なお、もう1点でございますけども、議案第93号の同じく歳入歳出総額の部分で9,

708万4千円のところを9,900万と申し上げたようでございますので9,708万4千円に訂正をいただきたいと思ひます。

誠に失礼をいたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（河井淳君）

議案第81号から諮問第3号までの町長の説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時10分といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時10分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

お諮りいたします。

これから、担当課長が詳細説明を行います。

なお、議案第88号については職員の人事異動に伴う人件費のみであり、また諮問第3号は人事案件ですので、両議案ともに会議規則第39条第2項の規定により詳細説明を省略したいと思ひます。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第88号および諮問第3号は詳細説明を省略することに決定しました。

担当課長から詳細説明を求めます。

議案第81号および議案第82号について、税務課長。

○税務課長（村野浩人君）

それでは議案第81号 身延町税条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

地方税法の一部を改正する法律が公布され、同法による改正のうち一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、身延町税条例の一部を改正するものであります。

今回の改正につきましては、公的年金等にかかる所得にかかる個人町民税の特別徴収の規定の整理、年金所得にかかる仮特別徴収税額の改正、寄附金税額控除における特例控除額の特例の改正、上場株式等にかかる配当所得等にかかる町民税にかかる特例の改正、一般株式等にかかる譲渡所得等にかかる町民税の課税の特例の改正、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等にかかる譲渡所得等の課税の特例の改正等が行われたものであります。

2ページをお開きください。

上から3行目、第47条の2第1項につきましては、法令改正に合わせて規定の整備が行われたものであります。

上から5行目、第47条の5第1項につきましては年金所得者の仮徴収税額について年間の徴収税額の標準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額とする改正であります。

上から14行目、附則第7条の4につきましては地方税法附則第35条の2の2が追加となったものに伴う改正であり、法規定の新設に合わせて引用条項を追加するものであります。

上から16行目、附則第16条の3につきましては金融証券税制として金融所得課税の一体化を進める観点から公社債等および株式等にかかる所得に対する課税方式、損益通算範囲の拡大などの見直しを行うための改正であり、平成28年1月1日以降に納税義務者が支払いを受ける一定の特定公社債等の実所得について、源泉分離課税から除外した上で申告分離課税の対象とする改正であります。

下から3行目、附則第19条につきましては、前条の改正と同じく金融証券税制として金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等および株式等にかかる所得に対する課税方式、損益通算範囲の拡大などの見直しを行うための改正であり、株式等にかかる譲渡所得等の分離課税について、上場株式等にかかる譲渡所得等と非上場株式等にかかる譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で所得割の課税対象とするものであります。

3ページをお開きください。

上から6行目、附則第19条の2につきましては、前記19条と同様の改正であり特定口座で管理されている国内法人が発行した特定公社債につき、公社債としての価値を失ったことによる損失が生じたとして、その法人の決算結了等の事実が生じたときは、特定公社債の譲渡をしたことにより生じた損失とみなすとともに、当該損失の金額を上場株式等にかかる譲渡損失の損益通算、ならびに繰越控除の特例の対象とする改正であります。

下から8行目以降につきましては、条項の削除等に伴う条項ずれであります。

4ページをお開きください。

上から3行目、附則第1条につきましてはこの条例が平成28年1月1日から施行することを明記しており、1号では公的年金に関する改正は平成28年10月1日から、2号ではその他の改正については平成29年1月1日から施行することを規定するものであります。

以上で、議案第81号の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第82号 身延町国民健康保険税条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

地方税法の一部を改正する法律が公布され、同法による改正のうち一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、身延町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

今回の改正につきましては、上場株式等にかかる配当所得等にかかる国民健康保険税の課税の特例、一般株式等にかかる譲渡所得等にかかる国民健康保険税の課税の特例、譲渡所得等にかかる国民健康保険税の課税の特例等の改正が行われたものであります。

6ページをお開きください。

上から4行目、附則第10項につきましては「配当所得」を「配当所得等」に改めることにより、特定公社債の利子を所得に加えるための改正であります。

上から5行目、附則第13項につきましては、上場株式等と非上場株式等を別々の分離課税制度とする改正により、総所得金額等に一般株式等の譲渡所得を加算して所得割額の案分の基礎に含めて算定する改正であります。

上から7行目、附則第14項につきましては前条と同様に上場株式等の譲渡所得を加算して

所得割額の案分の基礎等に含めて算定する改正であります。

下から17行目から22行目につきましては、条項の削除等による条項ずれであります。

以上をもちまして、議案第82号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（河井淳君）

次に議案第83号および議案第89号について、福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

議案第83号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税にかかる延滞金等の利率が平成26年1月1日より見直されることに合わせ介護保険料にかかる延滞金の割合を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

10ページをお願いいたします。

介護保険料の延滞金につきましては本則第9条において規定し、この延滞金の割合の特例を附則第6項で定めています。現行条例では納付期限後、3カ月以内の延滞金の割合は商業手当基準割引率、それに4%を加算した割合、平成25年の場合で計算すると4.3%とされています。また納期限後3カ月を過ぎたのちの割合は本則どおり14.6%であります。これに対し、改正後の条例では納期限後3カ月以内の割合は特例基準割合に1%を加算した割合とし、納期限後3カ月を過ぎたのちの割合は特例基準割合に7.3%を加算した割合とします。特例基準割合を2%とすると、それぞれ3カ月以内の延滞金の割合が3.0%で現行割合より1.3%の引き下げ、3カ月を過ぎたのちの割合は9.3%となり5.3%の引き下げとなります。

なお、特例の割合が本則の割合を超える場合は本則の割合7.3%と14.6%が適用されます。

以上の内容を附則第6項の全文改正で改めるものであります。

なお、施行期日を平成26年1月1日、改正後の延滞金の割合を適用する期間を経過措置で定めております。

続きまして議案第89号 平成25年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

今回の補正は総務費と地域支援事業費の人件費の減額、保険給付費の住宅改修費と高額介護サービス費の増額により、歳入歳出それぞれ427万6千円を追加し、総額22億5,451万3千円とする予算をお願いするものであります。

6ページをお開きください。まず歳入から説明をいたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料の1節現年度分特別徴収保険料80万5千円。4款1項1目介護給付費負担金の1節現年度分94万2千円。4款2項1目調整交付金の1節現年度分42万2千円。それから5款1項1目介護給付費交付金、1節現年度分136万5千円。6款1項1目介護給付費負担金、1節現年度58万8千円。

それから7ページをお願いします。

8款1項1目介護給付費繰入金、1節現年度分59万4千円。合計471万6千円の増額は歳出の保険給付費の増額に伴うそれぞれの負担割合分であります。

それから1款1項1目2節現年度分普通徴収保険料4万1千円の減額。4款2項2目2節包括的支援事業任意事業交付金7万9千円の減額。6款2項1目2節包括的支援事業任意事業補

助金4万円の減額。8款1項2目地域支援事業繰入金4万円の減額と同じく3目その他一般会計繰入金24万円の減額については人件費の充当分の減額であります。

続きまして8ページ、歳出を説明いたします。

1款総務費と5款地域支援事業費につきましては、それぞれ介護保険担当職員3人分、在宅支援担当4人分の人件費の減額分であります。

2款1項8目居宅介護住宅改修費、19節184万1千円につきましては要介護者、介護1から介護5と認定された者であります。その認定者の生活環境を整えるため小規模の住宅改修、例えば手すりの設置、段差の解消、和式の便器から洋式への取り替えなどに対しまして上限20万円までの改修費のうち9割を支給するものであります。当初見込んでおりました実績の1.5倍ほどを上回っているような状況で今回、追加補正をお願いするものであります。

2款2項6目介護予防住宅改修費23万1千円につきましては事業の内容は今、説明しました2款1項8目居宅介護住宅改修費と同じですが、保険給付の対象が要支援1と要支援2のもので、要支援と認定されている方になります。これも当初見込みを実績が上回っているため、今回、追加の補正をお願いするものであります。

2款4項1目高額介護サービス費、これは同じ月に利用したサービスの自己負担額が限度額を超えた場合に給付するものですが、当初月額300万円ほどを見込んでいたところ、今年度9カ月の実績では毎月320万円ほどの給付になっております。不足額264万4千円の増額をお願いするものであります。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に議案第84号および議案第91号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（深沢香君）

議案第84号 身延町下水道事業受益者負担金等徴収条例の一部を改正する条例について説明いたします。

11ページをご覧ください。

地方税法の一部を改正する法律の公布および身延町税条例の一部改正に伴い、また合わせて都市計画法の規定による延滞金の割合を準用させるため、身延町下水道事業受益者負担金等徴収条例の一部を改正するものです。

12ページをご覧ください。

下水道事業受益者負担金等の負担金については本則10条において規定されておりますが、現行条例では地方自治法に定められている割合が規定されております。今回の改正においては受益者分担金の延滞金の率を年14.6%、納期限から1カ月を経過する日までの期間については7.3%の割合とし、受益者負担金の延滞金の率を都市計画法の規定による割合で年14.5%、納期限から1カ月を経過する日までの期間については7.25%として合わせて規定するものです。

附則におきましては、最近における内外の経済情勢等に対応するため、地方税にかかる延滞金等の利率が地方税法の一部を改正する法律、附則第3条の2に基づき国税と同様に平成26年1月1日より引き下げることになりました。

特定環境保全公共下水道事業にかかる分担金については、通常地方自治法第224条に基づき徴収することとなっており、この分担金にかかる延滞金の取り扱いについては同法第

231条の3第3項において地方税の滞納処分の例により処分できることができると規定されていることから、分担金にかかる延滞金利率も地方税にかかる延滞金と同様に引き下げることとしました。

都市計画事業として実施している公共下水道事業にかかる受益者負担金の延滞金についてはこれまでどおり都市計画法第75条第4項に基づき条例で定めているところにより年14.5%の割合を乗じて計算した額を超えない範囲内の延滞金を徴収することができます。現時点においては同法同条項の改正の予定はありませんが、今回の改正に伴う地方自治法231条の3第2項に基づく条例の改正の際に、本受益者負担金にかかる延滞金利率を条例により今回の地方税の見直しに準じた延滞金利率に設定することも可能ですので、類似の負担金の延滞金であることを踏まえ、同様に引き下げることとしました。

以上をもちまして、議案第84号の詳細説明を終わらせていただきます。

引き続きまして議案第91号 平成25年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。2.歳入の説明をさせていただきます。

3款1項1目中富下水道事業一般会計繰入金38万8千円の追加。2目帯金、塩之沢下水道事業一般会計繰入金2万8千円の追加。3目角打、丸滝下水道事業一般会計繰入金31万円の追加。4目身延下水道事業一般会計繰入金17万9千円の減額。5目下部下水道事業一般会計繰入金59万1千円の減額。6目下水道一般会計繰入金20万円の減額。これらにつきましてそれぞれ維持管理費、事業費、総務費管理費にかかるもので合わせて繰入金の額24万4千円を減額するものです。

次に7ページをご覧ください。

歳出でございますが、人件費にかかる項目については省略させていただきます。

1款3項1目中富下水道事業維持管理費38万8千円の増額。13節委託料12万6千円の増額につきましては硫化水素による腐食箇所緊急点検業務、これは本町にはございませんが最近国内において、硫化水素によるコンクリートの腐食が原因と考えられる道路陥没等の事例が報告されていることに伴い、国より硫化水素による腐食の発生しやすい箇所における緊急点検の調査実施依頼がありましたので、これの緊急点検委託業務費20カ所分でございます。15節工事請負費49万2千円の増額につきましては、県道粟倉飯富線の舗装工事に伴い道路高が変わったため、町で設置したマンホールの鉄蓋の高さを調整する工事でございます。

2目帯金、塩之沢下水道事業維持管理費2万8千円の増額。11節需用費26万円につきましては浄化センターマンホールポンプ施設にかかる電気料の追加であります。電気料の値上げにかかる不足分の追加でございます。13節委託料8万2千円につきましても中富下水道事業で説明いたしました緊急点検委託業務費13カ所分でございます。

3目角打、丸滝下水道事業維持管理費31万円の増額でございます。13節委託料12万6千円も中富下水道事業で説明いたしました緊急点検委託業務費20カ所分でございます。

4目身延下水道事業維持管理費17万9千円の減額。13節委託料6万9千円につきましても中富下水道事業で説明いたしました緊急点検委託業務費11カ所分でございます。

8ページをご覧ください。

5目下部下水道事業維持管理費52万1千円の減額でございます。13節委託料5万1千円につきましても中富下水道事業で説明いたしました緊急点検委託業務費8カ所分です。

以上で議案第91号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

次に議案第85号および議案第87号について、町民課長。

○町民課長（遠藤基君）

議案第85号 身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

この条例は地方税法の一部を改正する法律の公布および身延町税条例の一部改正に伴い、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

14ページをご覧ください。

本則第6条において被保険者に負担していただく保険料の納付遅延者に対する延滞金の割合は年7.3%と規定しておりますが、現行条例において最近の低金利の状況を勘案し市中金利を踏まえた水準となる延滞金の割合にするため、附則第3条第1項により延滞金の割合等の特例を定め適用してきたところであります。

今回の改正は、延滞金にかかる割合の算定基準であります特例基準割合等を見直すものであります。具体的に現在、適用されている割合で申し上げますと本則第6条で規定している年7.3%を附則第3条第1項により4.3%にしていたものを年7.3%を3.0%とし延滞金の割合を下げて適用するものです。

以上の内容を附則第3条第1項の全文改正で改めるもので、施行期日を平成26年1月1日とし、改正後の延滞金の割合を適用する期間については経過措置で定めております。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして議案第87号 平成25年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について詳細を説明させていただきます。

平成25年度補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ379万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ20億9,631万8千円となります。

今回の補正予算編成につきましては、主に歳入歳出それぞれについて平成25年度決算を見込み国・県等への交付金および補助金申請等の状況を勘案しつつ、必要に応じた予算の増減をさせていただきました。

6ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分、1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療費給付分現年課税分、2節後期高齢者支援分現年課税分、3節介護納付金分現年課税分につきましては、現在の調定額に基づいた年度末の収入見込み額に対し、それぞれ増減額を予算計上いたしました。1款国民健康保険税につきましては、決算の際に歳入欠陥がないよう特に留意しております。

4款国庫支出金、5款医療給付費交付金、7款県支出金につきましては関係機関への申請および交付決定に基づき、所要の予算額を増減させていただきました。

7ページをご覧ください。

10款1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金は3万1千円の増額補正をさせていただきました。この補正予算は人件費および事務費の所要額を予算計上いたしました。

8ページをお開きください。歳出を説明させていただきます。

歳出補正予算のうち8ページから10ページにございます2款保険給付費、3款後期高齢者支援金等、6款介護給付金、9款諸支出金の財源組み替えにつきましては歳入でご説明いたしました補助金及び交付金の補正額に伴った各支出科目に対する財源充当による組み替えとなり、財源の内訳は説明欄に説明し記載させていただきました。

8ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費は人件費および事務費について予算計上となります。11節印刷製本費10万5千円の増額補正は、平成26年1月から新たに導入される基幹システムに関わる窓あき封筒の印刷製本費です。

2款1項1目19節負担金補助及び交付金は2,736万6千円を増額させていただきました。これは現在までに医療給付費にかかる負担実績等を考慮した結果、歳出予算に不足が生じるため増額補正するものです。

2款2項1目19節負担金補助及び交付金につきましても同様の理由から292万円を増額させていただきました。

9ページをご覧ください。

7款1項1目19節負担金補助及び交付金2,774万4千円、ならびに7款1項2目19節負担金補助及び交付金649万9千円をそれぞれ減額させていただきました。これは国保連合会から平成25年度における負担金額が提示されたことによる減額補正となっております。

10ページをご覧ください。

8款1項2目保健衛生普及費の13節委託料10万円の増額補正は、平成26年2月から医療費通知作成業務を国保連合会に委託するための増額となります。

9款1項3目償還金、23節償還金利子及び割引料は13万1千円を増額するもので内容は平成24年度国民健康保険老人医療対策事業費補助金について補助金の確定および精算に伴う返還金が発生したための増額です。

以上で平成25年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(河井淳君)

次に議案第86号について、財政課長。

○財政課長(笠井祥一君)

議案第86号 平成25年度身延町一般会計補正予算(第4号)について、詳細説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、身延町一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例により減額した給与分を各科目で補正させていただいております。人件費の内容につきましては特別なもの以外は説明を省かせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず5ページをご覧ください。第2表 繰越明許費でございます。

3款2項児童福祉費を子ども・子育て支援電子システム構築業務として283万3千円、繰り越しいたします。これにつきましては、平成27年度から子ども・子育て支援制度へ移行することに伴い、入所管理、保育料算定処理などを行う新システムを構築するものでございますが県の指導により県下の全市町村が繰り越しをいたすものでございます。

8款2項道路橋梁費を白雲橋の橋梁耐震補強事業として2,650万円、杉山橋、湯川橋、

峡香橋の橋梁修繕事業として2,800万円、それぞれ繰り越しいたします。いずれも河川占用の協議に不測の日数がかかり年度内の完了が見込めないため、繰り越しをいたすものでございます。

11款2項公共土木施設災害復旧費を2,179万3千円、繰り越しいたします。これにつきましては、本年9月16日の台風18号により被災しました町道寺沢石畑線ほか5カ所でございます。今年度内の完了が見込めないため、繰り越しをいたすものでございます。

次に6ページをご覧ください。第3表 地方債補正でございます。

まず地方債の追加であります。現年発生災害復旧事業債を1,130万円、追加するものであります。これにつきましては台風18号により被災しました農業用施設1カ所、林業施設1カ所、公共土木施設6カ所の災害復旧工事への起債を追加したものでございます。

7ページをご覧ください。地方債の変更であります。

合併特例事業債につきましては、限度額を5億3,820万円から3億9,620万円に1億4,200万円減額するものでございます。これは身延地区公民館下山分館建設工事に充当しております2,500万円および防災行政無線施設デジタル化工事に充当しております1億1,700万円を合併特例債よりも有利な県補助金および地域の元気臨時交付金が許可されたことに伴い減額するものでございます。

過疎対策事業債につきましては、限度額5,040万円から7,260万円に2,220万円増額するものでございます。これは杉山橋、湯川橋、峡香橋の橋梁修繕事業に過疎対策事業債が充当可能となったため、増額するものでございます。したがって変更分は1億1,980万円を減額させていただくものでございます。

10ページをご覧ください。

歳入でございますが12款1項1目民生費負担金を162万円、減額いたしました。これは老人福祉施設の入所者減に伴う負担金の減額でございます。

14款1項1目民生費国庫負担金を22万5千円減額いたしました。これは子育て支援交付金が廃止され、山梨県安心子ども基金保育サービス等充実事業費補助金で措置されることとなったための減額でございます。

2項4目消防費国庫補助金に1億6,214万6千円増額いたしました。これは防災行政無線施設デジタル化工事に地域の元気臨時交付金を充当することが許可されたことに伴い増額するものでございます。

7目災害復旧事業費国庫補助金に2,120万5千円増額いたします。これは台風18号により被災しました公共土木施設6カ所分の増額でございます。

3項1目総務費国庫委託金を8万円減額いたしました。これは中長期在留者居住地届け出等事務委託費交付金の確定に伴う減額でございます。

15款2項2目1節社会福祉費補助金に75万円増額いたしました。これは重度心身障害者医療費の増額に伴うものでございます。3節児童福祉費補助金に598万4千円増額いたしました。これは子ども・子育て支援電子システム構築事業費補助金、保育士等处遇改善臨時特例事業等の決定に伴う増額でございます。

3目衛生費県補助金に552万円増額いたしました。これは地域医療救護体制整備事業補助金の決定に伴う増額でございます。

4目1節農業費補助金に313万5千円増額いたしました。これは中山間地域等直接支払い

制度事業補助金が実施集落が1集落増えたことに伴う13万5千円の増。耕作放棄地等再生整備支援事業補助金が事業費の増額に伴う150万円の増額。山梨農業ルネサンス総合支援事業費補助金の決定に伴う150万円の増額であります。

2節林業費補助金に2,627万5千円増額いたしました。これは特定鳥獣適正管理事業費補助金がサル、シカ170頭分、127万5千円の増額。身延地区公民館下山分館建設工事に充当しております森林整備加速化林業再生事業費補助金の決定に伴います増額2,500万円でございます。

10目災害復旧事業費県補助金に231万円増額いたしました。これは台風18号により被災しました農業用施設1カ所、林業施設1カ所の増額でございます。

17款1項2目指定寄附金に40万円増額いたしました。これは林業土木費に対する指定寄附金1件20万円、原小学校に対する指定寄附金1件20万円の増額でございます。

18款1項4目公共施設整備基金繰入金を1,200万円減額いたしました。これは杉山橋、湯川橋、峡香橋の橋梁修繕事業に過疎対策事業債が充当できることとなったため、基金からの繰入金を減額するものでございます。

19款1項1目繰越金に538万1千円を計上いたしました。前年度からの繰越金でございます。

20款4項1目雑入に3千万円増額いたしました。これは丸滝の宅地分譲予定地内に日本軽金属株式会社が地役権を設定するための代償として一般会計で受領をし、土地開発事業特別会計への繰出金へ充当するものでございます。

21款1項2目土木債に2,220万円増額いたしました。これは杉山橋、湯川橋、峡香橋の橋梁修繕事業に充当する過疎対策事業債の増額でございます。

3目消防債を1億1,700万円減額いたしました。これは防災行政無線施設デジタル化工事に地域の元気臨時交付金を充当することが許可されたことに伴い、合併特例事業債を減額するものでございます。

4目教育債を2,500万円減額いたしました。これは身延地区公民館下山分館建設工事に充当しております森林整備加速化林業再生事業費補助金が増額決定されたことに伴い、合併特例事業債を減額するものでございます。

6目1節農林業施設災害復旧事業債に100万円増額いたしました。これは台風18号により被災しました農業用施設1カ所、林業施設1カ所分の増額であります。

6目2節公共土木施設災害復旧事業債に1,030万円増額いたしました。これは台風18号により被災いたしました公共土木施設6カ所分の増額でございます。

次に歳出でございます。13ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費の11節に115万円増額いたしました。これは東京電力の電気料値上げと夏季に暑い日が続いたことによります光熱水費95万円の増額。本庁舎修繕費20万円の増額でございます。18節に344万4千円増額いたしました。これは職員用パソコンとサーバーをネットワークでつなぐためのネットワークスイッチに不具合があるため更新するものでございます。

3目財産管理費、18節を95万円減額いたしました。これは公用車2台分の入札差金でございます。

4目企画費、28節に5,139万円増額いたしました。これは土地開発事業による土地販

売が今年度中には不可能となったため、土地開発事業特別会計の販売収入を減額することに伴い一般会計からの繰出金を増額するものでございます。

14ページをご覧ください。

2項2目賦課徴収費、13節に92万4千円増額いたしました。これは固定資産税の家屋評価システム更新業務の委託料でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費、18節に21万8千円増額いたしました。これは戸籍、住民票契印機が老朽化したため更新するものでございます。

15ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費、11節に20万円増額いたしました。これは介護保険および障害者総合支援システム伝送回線の修繕費であります。28節に3万1千円増額いたしました。これは国民健康保険特別会計への人件費分繰り出しであります。

3目高齢者福祉費、20節を900万円減額いたしました。これは養護老人ホーム入所者減に伴います措置費の減額でございます。28節に31万4千円増額いたしました。これは介護保険特別会計への介護給付費分の繰り出しでございます。

4目老人医療費、28節に16万円増額いたしました。これは後期高齢者医療特別会計への事務費分の繰り出しでございます。

5目障害福祉費、20節に188万7千円増額いたしました。これは医療費の増による重度心身障害者医療費助成150万円の増額。利用者の増によります心身障害児者一時養護サービス利用費38万7千円の増額でございます。23節に405万3千円増額いたしました。これは平成24年度国庫金の過払い分の返還金として障害児通所給付費国庫負担金が18万9千円と自立支援給付費等国庫負担金386万4千円を返還するものでございます。

6目高齢者保養施設費、11節に89万6千円増額いたしました。これは門野の湯の重油代および電気料の値上げに伴います増額でございます。

2項1目児童福祉総務費、11節に15万5千円計上いたしました。これはAED、自動体外式除細動器用の消耗品13万8千円と西嶋学童保育教室の光熱水費1万7千円でございます。13節に283万3千円増額いたしました。これは平成27年度から子ども・子育て支援制度へ移行することに伴い入所管理、保育料算定処理などの新システムを平成26年度中に構築するための委託料の増額でございます。

17ページをご覧ください。

8目民間保育所費、19節に296万7千円増額いたしました。これは民間保育所一時預かり事業費補助金の単価改正によります8万円の増額と大野山保育園、下山立正保育園の保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金交付決定によります288万7千円の増額でございます。

4款1項1目保健総務費、11節に220万4千円増額いたしました。これは医療救護所用品として災害用医療救護セット保温シート等を購入するものでございます。18節に349万6千円増額いたしました。これも医療救護所用品といたしましてバレーン投光機、担架ベッド等を購入するものでございます。この11節、18節は地域医療救護体制整備補助金により整備するものでございます。

3項1目簡易水道運営費、28節に418万2千円増額いたしました。これは大城簡易水道および中富南部簡易水道の建設費等に繰り出すものでございます。

18ページをご覧ください。

6款1項1目農業委員会費、12節に60万円を増額いたしました。これは来年7月執行予定の農業委員会委員選挙の選挙人名簿登録申請書等の郵送料でございます。

3目農業振興費、19節に243万円を増額いたしました。これは中山間地域等直接支払い制度実施市町村に清子区の清水地区が追加されたことに伴います18万円の増額とJAふじかわ伊沼直売所のポスレジ購入費300万円に対します県が2分の1の150万円と町が4分の1の75万円の計225万円の補助金でございます。

4目農業土木費、13節に186万9千円増額いたしました。これは未登記となっております農道山口線の分筆登記業務委託でございます。15節に400万円増額いたしました。これは上之平用排水路改良工事ほかの耕作放棄地等再生支援整備事業の増額でございます。

2項2目林業振興費、8節に255万円増額いたしました。これは有害鳥獣捕獲報償金をサル50頭、シカ120頭分、増額するものでございます。

3目林業土木費、11節に20万円増額いたしました。これは林道施設等小規模修繕を行うもので指定寄附金を充当するものでございます。

19ページをご覧ください。

14節に200万円増額いたしました。これは台風18号、26号によります林道等埋塞土の除去にかかる重機借り上げ料でございます。15節に50万円増額いたしました。これは林道三石山線の路側補修工事でございます。

8款2項1目道路橋梁維持費、11節に812万5千円増額いたしました。これは公用車燃料代高騰によります燃料費12万5千円の増額と各区からの要望に基づきます修繕費800万円の増額でございます。15節に350万円増額いたしました。これは町道丸滝宮の前1号線ほか1路線の舗装工事の増額でございます。

2目道路新設改良費、15節に850万円増額いたしました。これは久那土地内、三沢川にかかります峡香橋が老朽化したための橋梁修繕工事および白雲橋橋梁耐震補強工事等の増額でございます。22節に100万円、増額いたしました。これは町道大道市之瀬線道路改良工事に伴います電柱移設の補償料でございます。

20ページをご覧ください。

6項1目下水道総務費、28節を24万4千円減額いたしました。これは下水道事業特別会計への繰出金の減額でございます。

9款1項1目非常備消防費、11節に256万6千円増額いたしました。これは消火栓用格納箱修繕等に伴います増額分でございます。

15節から19節につきましては、入札差金および不用額をそれぞれ減額したものでございます。

21ページをご覧ください。

3項1目防災費、11節に70万円増額いたしました。これは防災行政無線防犯灯等にかかる電気料の値上げに伴います増額でございます。19節に52万1千円、増額いたしました。これは下山・上沢区が行います防犯灯建設事業に対し事業費の2分の1を補助するものでございます。

10款1項1目教育委員会、11節から14節につきましては沖縄県八重瀬町の児童生徒と本町児童との交流事業にかかる経費を増額するものでございます。

2項5目原小学校管理費、18節に20万5千円増額いたしました。これは開放式石油暖房

機3台を購入するもので、ご寄附いただきました指定寄附金を充当するものでございます。

9目7節に56万6千円増額いたしました。これは発達障害などのある児童の学校生活を支援いたします特別支援教育支援員賃金の増額分でございます。

3項5目身延中学校管理費、11節に82万7千円増額いたしました。これは身延中学校の電話機が故障したための修繕費の増額でございます。

22ページをご覧ください。

4項1目社会教育総務費、28節を2万円減額いたしました。これは青少年自然の里特別会計への人件費分繰り出しの減額であります。

2目公民館費、11節に74万1千円増額いたしました。これは電気料値上げと下部地区公民館へ生涯学習課が移転したことに伴います電気使用料の増額によるものでございます。

5項1目文化財保護費、19節に60万7千円増額いたしました。これは門西家住宅防災施設整備事業補助金の増額でございます。

23ページをご覧ください。

6項4目身延学校給食費、4節に33万5千円、7節に377万9千円増額いたしました。これは調理員2名分、それぞれ増額いたしましたものでございます。

11款1項2目農業用施設災害復旧費、15節に樋田小坂水路災害復旧工事費として155万4千円増額いたしました。

3目林業施設災害復旧費、15節に林道大磯小磯線災害復旧工事費として200万円を増額いたしました。

2項1目現年発生公共土木施設災害復旧費、15節に町道寺沢石畑線道路災害復旧工事ほか5カ所の公共土木施設の災害復旧工事として3,179万3千円を増額いたしました。

以上、議案第86号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に議案第90号について、水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

議案第90号 平成25年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

予算書6ページをお開きください。歳入からご説明をいたします。

2款1項1目簡易水道負担金、1節加入者負担金640万6千円の追加補正であります。加入者負担金につきましては、本年度事業竣工に伴う相又簡易水道事業清子地区40戸分および下部簡易水道事業八木沢地区60戸分、合わせて100戸分の加入者負担金528万2千円であります。

受託工事費負担金につきましては、梅平地内の県営中山間地域総合農地防災事業にかかる受託工事負担金として112万4千円であります。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金、1節の水道事業費繰入金57万5千円の追加であります。内容につきましては、総務費繰入金7万5千円の減額であります。これにつきましては人件費の減額によるものであります。また建設費繰入金につきましては65万円の増額であります。これにつきましては大城簡易水道事業および中富南部簡易水道事業、小原島地区等の配水池の用地取得および立ち木補償に充てるものであります。2節の公債費繰入金360万7千円につきましては、公債費元金に充当するものであります。

7ページをご覧ください。歳出についてご説明いたします。

1款1項1目簡易水道管理費、2節、4節につきましては人件費ですので省略させていただきます。11節需用費810万円の増額であります。これにつきましては、燃料費としまして公用車4台分10万円の追加補正であります。

修繕費につきましては、800万円の追加補正であります。これにつきましては年々施設の老朽化が進み、機械設備の故障が目立ち、また国道に敷設しました水道本管の破裂修理が二度あり、夜間作業で行ったため高額な支出となり予算が減少し、これから寒い冬にかけて破裂等が見込まれるため、追加補正するものであります。

15節工事請負費につきましては112万4千円の追加補正であります。内容につきましては歳入でもご説明いたしましたが、県営中山間地域総合農地防災事業によります梅平地内の水路トンネル整備工事にかかる送配水管仮設配管工事費であります。

27節の公課費につきましては消費税の計上であります。これにつきましては平成24年度の消費税の確定申告により納付額が決定し、来年度の消費税の納入額がおおむね決定したことにより48万円から400万円以下につきましては確定申告1回、中間申告1回が義務付けられております。身延町の平成24年度の水道事業にかかる消費税額は211万6,300円です。このため3月中に中間納付が必要となるため、2分の1にあたる105万9千円を計上するものであります。

続きまして2款1項1目一般管理費、2節、3節、4節につきましては人件費ですので省略させていただきます。

2款1項1目簡易水道建設費、17節の公有財産購入費につきましては60万円の追加補正であります。これにつきましては歳入の簡易水道、一般会計繰入金でも説明しましたが大城簡易水道事業、大城地区の配水池用地取得および中富南部簡易水道事業、小原島地区の配水池用地取得にかかる費用の計上であります。

22節補償補填及び賠償金につきましては5万円の追加補正であります。これにつきましては大城簡易水道事業、大城地内に建設します配水池用地内の立ち木の補償費であります。

8ページをご覧ください。

3款1項1目元金、23節償還金利息割引料については財源組み替えであります。これについては一般財源から、その他財源に360万7千円財源組み替えをするものであります。

以上で議案第90号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に議案第92号について、生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

議案第92号 平成25年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

歳入についてご説明いたします。6ページをお開き願います。

4款1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金の2万円の減額は7ページ、歳出の1款1項1目一般管理費の2節給料、一般職給が減になるため一般会計からの繰入金を減額するものであります。

7ページ、歳出についてでございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費は2万円の減額をするものであります。このうち2 節給料は職員分、1 1 節需用費2 6 万 2 千円の増額については、光熱水費に2 0 万 8 千円の増額で電気料の増額分です。修繕費5 万 4 千円は、ボイラー用給湯ポンプの修繕です。

1 4 節使用料及び賃借料の2 6 万 2 千円の減額は、宿泊棟シーツリース料の減額です。

次に2 款 1 項 1 目体験施設運営費については増減はありませんが、8 節報償費1 0 万 5 千円の減額は主催事業の開催回数の精算に伴う講師料の減額です。

1 1 節需用費の1 0 万円の増額は、町施設分の緊急修繕用の増額です。

1 2 節役務費5 千円の増額は、自動車損害保険料の料金改正による不足額等を補正するものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（河井淳君）

次に議案第9 3号について、政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

議案第9 3号 土地開発事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

この事業は丸滝にありました身延ショッピングセンターコマの跡地を宅地分譲して定住促進に結び付けていく事業でございます。計画では平成2 5年度中に分譲を行う予定でしたが、開発行為の許可申請にあたりまして協議に時間を費やしてしまいました。このことによりまして工事の発注が遅くなりまして、造成工事の完成予定が平成2 6年3月1 4日というふうになってしまいました。

よって、平成2 5年度中の分譲はできなくなってしまいましたので、歳入および歳出の見直しをさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金は5 , 1 3 9 万円増額するものでございます。これは2 款に計上いたしました土地売払収入を見込むことができなくなりましたので造成工事費用分を一般会計から繰り入れをして対応するものでございます。

なお、財源につきましては5 , 1 3 9 万円の内訳の3 千万円につきましては、先ほど一般会計のほうで説明がされましたとおり、造成地の中に日本軽金属株式会社の排水路が埋設されております。このため協議をする中で地役権を設定することになりまして、この代償として受領することになりました。

2 款 1 項 1 目不動産売払収入、1 節土地売払収入につきましては先に説明をさせていただきましたとおり宅地分譲の収入が翌年度となりますので、予算9 , 5 4 3 万円を全額減額するものでございます。

3 款 1 項 1 目繰越金、1 節繰越金は平成2 4年度からの繰越金はありませんでしたので減額するものでございます。

7ページをお開きください。歳出につきまして説明をさせていただきます。

1 款 1 項 1 目一般管理費、2 5 節積立金につきましては宅地分譲をした販売額を土地開発基金積立金に積み立てる予定でございましたが、販売が来年度に延びたために歳入が見込めませんので予算全額の4 , 4 0 4 万円を減額するものでございます。

2 款 1 項 1 目住宅地造成事業、1 3 節委託料につきましては1 2 0 万円を増額するものでご

ざいます。これは宅地分譲を行うにあたりまして、地質調査の結果を購入者に知らしめることが必要ということがありまして、深さ10メートルを2カ所行います。

15節工事請負費につきましては、13節委託料に充てるために120万円を減額したものでございます。

以上で土地開発事業特別会計補正予算(第3号)につきましての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(河井淳君)

次に議案第94号について、建設課長。

○建設課長(竹ノ内強君)

議案第94号 町道路線の認定について詳細説明をさせていただきます。

丸滝宮の前住宅分譲事業において町道丸滝宮の前2号線および丸滝宮の前3号線、丸滝支線4号線を新たに町道路線として認定する必要があるためです。

宅地分譲事業においては去る6月、第2回定例議会、議案第62号にてすでに認定をいただいた町道丸滝宮の前1号線に続く路線認定です。町道丸滝宮の前2号線については延長78メートル、幅員6メートルから13.07メートル。丸滝宮の前3号線については延長12メートル、幅員6メートル。丸滝支線4号線については延長66.95メートル、幅員2.6メートルから3.9メートルです。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長(河井淳君)

詳細説明が終了しました。

次に請願第2号であります。

渡辺文子君から趣旨説明を求めます。

○11番議員(渡辺文子君)

請願番号 請願第2号

受理年月日 平成25年11月27日

件名 重度心身障害者医療費助成制度の窓口無料の維持を求める請願書

請願者

山梨県甲府市善光寺3-16-16

重度心身障害者医療費助成制度を守る会

代表 宇藤健司ほか3人

紹介議員 渡辺文子

付託委員会 教育厚生常任委員会

請願の趣旨です。

山梨県が2014年11月から現在の窓口無料を廃止し、自動還付方式に変更することに対して、重度心身障害者医療費助成制度の窓口無料を現行のまま継続してほしいということです。どうぞよろしくご審議ください。

○議長(河井淳君)

これで提出議案の説明は終了いたします。

日程第7 提出議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

議案第81号から諮問第3号までの15件については委員会付託を省略し、質疑・討論・採決を行いたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第81号から諮問第3号までの15件については委員会付託を省略し、質疑・討論・採決を行うことと決定しました。

お手元に配布しました付託議案の請願第2号については、教育厚生常任委員会に付託することとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、請願第2号は教育厚生常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもって本日は散会といたします。

○議会事務局長(中村京子君)

それでは相互にあいさつを交わし、終わりたいと思います。

ご起立を願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前11時35分

平成 2 5 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 1 日

平成25年第4回身延町議会定例会(2日目)

平成25年12月11日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	深 澤 勝	2番	赤 池 朗
3番	田 中 一 泰	4番	広 島 法 明
5番	柿 島 良 行	6番	芦 澤 健 拓
7番	松 浦 隆	8番	福 與 三 郎
9番	草 間 天	10番	川 口 福 三
11番	渡 辺 文 子	12番	伊 藤 文 雄
13番	野 島 俊 博	14番	河 井 淳

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	笠井一雄
会計管理者		樋川信	財政課長	笠井祥一
政策室長		佐野文昭	町民課長	遠藤基
税務課長		村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長		高野恒徳	教育委員長	望月忠男
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		佐野昌三	建設課長	竹ノ内強
産業課長		千頭和勝彦	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		高野博邦	環境下水道課長	深沢香
水道課長		遠藤庄一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子

録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。

相互にあいさつを交わし、始めたいと思います。

ご起立願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の通告書は4名であります。

まず通告の1番は芦澤健拓君です。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

通告に従って質問いたします。

先日、全員協議会の席である議員から「オール身延」という言葉が出ました。非常に素晴らしい考えで、身延全体が1つのことを考えていくという意味ではわれわれ議員も同じ考えであります。そういうことでこのオール身延ということは私の理解ではすべて、全身延町が同じ公平・公正な行政のもとにある、そういう意味で捉えております。そういうことをまず前提に今回の質問をさせていただきます。

私は今回の選挙の公約の冒頭に「三沢市之瀬バイパス建設実現を」と掲げました。もちろんわれわれのような一介の議員にこんな大事業を実現することがかなわないことは十分承知しております。しかしこのバイパスの実現は下部地区の住民が本当に長い間、希望してきた事業であるだけでなく、その実現こそが旧下部町、下部地区を活性化すると多くの住民が信じてきたからであります。

この件は今までもこの場で何回も質問と要望を行ってまいりましたが、今回、選挙広報を見てくれた多くの皆さんから「バイパスを頼むよ」という声をかけられました。そのたびにやはり下部の住民は三沢市之瀬バイパス実現を希望しているんだなということを改めて強く感じてまいりました。

もちろん町長は県の工事であり、町には直接関係ないというふうに言われるかもしれませんが。しかし町長は先ほど申し上げましたように全町全区域にわたって、つまりオール身延について公平・公正な町政を行う責任がとおりであると信じておりますので、改めて質問をさせていただきます。

ここに平成13年度に下部町が旧町時代に業者に委託して作成した下部町道路整備計画報告

書というものがございます。それからそれに基づいて合併前の平成16年7月に道路整備プログラム改訂版というものを下部町の建設課がつくっております。これは合併協議の中で提出されたものと思われませんが合併協議の際に提出されたのかどうか、当時、中富町長でございました望月町長にまず確認させていただきたいと思います。町長お願いします。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

旧下部町の道路整備計画につきましては平成13年度に当初作成し、その後、平成16年7月に改訂版を作成した経緯があります。平成16年4月27日、合併協定書の項目中、建設・建築関係事業の取り扱いについて「継続中の事業については、現状のまま新町に引き継ぎ合併後において随時調整を図りながら事業を実施する」とされていることから、三沢市之瀬バイパス整備については新町に引き継ぎがされています。

ただし合併後、新町としての構想を図り新身延町道路整備計画が作成されているため、旧町ごとの道路整備計画の内容すべてが合併後の整備計画に網羅されているわけではありません。以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

建設課長から今、説明がありましたけども新身延町道路整備計画策定業務委託報告書というものがここにございます。これは建設課長のほうからCDをいただいて私が印刷したものでございますけども、平成19年12月というふうになっております。この中に10ページにわたって三沢市之瀬バイパスについて記録がございます。前期基本計画、道路整備プログラム関連計画等で特に考慮すべき内容、過去の整備促進要望、事業中または計画構想されている道路、幹線道路網整備の基本方針と対策案の関係、甲府方面・静岡方面へのアクセス強化、緊急搬送ネットワークの確立、整備を優先すべき課題、道路網計画案などおよそ10ページにわたって三沢市之瀬バイパス整備について触れられております。つまり新町でも引き続き取り組むべき課題になっていたことは明らかであると思っておりますけども、町長のお考えをお聞きします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたしますが、先ほど議員がおっしゃられましたオール身延で考えましょう、このことが先ほどの課長の答えの中で若干、補足をさせていただきますと下部町でつくった計画は合併前の計画でございます、これは下部町の目で見えた計画でございます。新町になったときには新町全体を1つの目を見てどこが必要かどうか、そのことを決定しました。こういうことで、そのことが生きているということではございません。そのことは先ほど建設課長が話したとおりでございます。

それから市之瀬バイパス区間のことについては、その後新町の計画の中にも取り入れていることは事実でございます。そして今、議員がおっしゃられたようにそのことをどうするかということでございますけども、これは9月の第3回定例会でも議員が質問をされたことでございますから、重なりますけども答えさせていただきたいと思っております。

もちろん旧町時代、下部町時代は懸案でありました三沢市之瀬バイパス、これも当然、今は懸案ではない、こういうことを言っているわけではございませんけれども、時系列的に申し上げますと平成元年の9月26日に西八代郡下5カ町村による、名を西八代縦貫道路整備促進期成同盟会、これが設立をされておりまして、合併前5町でしたね、その当時は、それが合併をしたら2町になってしまいまして、市川三郷町と私どもの2町で構成をするようになりました。県へはその当時、5町のときから続けて要望していることはご案内のとおりでございます。

また下部町がつくったのは、くどくなりますけども下部町の希望的な考えでそのスケジュールを組んで、その計画を見ますともうすでに完成をしているように書かれております。しかし未整備区間であります三沢市之瀬バイパス構想につきましては、平成11年度から18年度までの間に県において各種の調査を進めていただいたところでございます。しかしいまだ整備区間に至っていないことも事実でございます。この間、並行して中部横断自動車道が平成18年2月に富沢六郷間の28.3キロが無料で使用できる新直轄方式に変更をされました。同年の7月には中心杭打ち式、それから24年7月20日には仮称の身延山インターの連結許可、それから今年の6月1日には仮称ですけれども、中富インターの連結許可の決定もいただきました。

○6番議員（芦澤健拓君）

そのことは質問しておりません。

○町長（望月仁司君）

だから、それをどうするかと言っているんですよ。だから申し上げています。

議長、どうしますか。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

では聞いてください。議長から了解をいただきましたので説明をさせていただきたいと思えます。

そして6月1日に決定をされました。そうしますと無料の区間でさらに活性化インターを2つ造っていただいたということですから、平成元年当時の道路事情とは格段の違いが出てまいりました。

そんなことで、県においてもそれらも含めて道路網をどうしようにするかという検討がなされているわけだと思います。私は、町としては今後も三沢市之瀬間のバイパス工事建設、それから中部横断自動車道の無料区間における仮称中富インターから300号を結ぶ道路等々の構想も含めて県のほうへ要望をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

私が聞いたのは新町でも引き続いて取り組むべき課題になっているかどうかということをお聞きしたかったんですけども、今後もう少し簡潔にご答弁をお願いしたいと思います。

主要地方道ということで市川三郷身延線というのが正式名称のようでございますけども、一

般的には今、町長の説明の中にもありましたように西八代縦貫道というふうに私たちは呼んでおりました。この道は旧下部町から甲府方面への幹線道路でありまして下部地区の住民にとっては通勤・通学に非常に重要な道路になっております。今、中部横断の話とかいろいろございましたけれども、いまだにこの道が私たちの非常に重要な道路であるということは間違いありません。特に今のようなこういう冬になりますと道が凍ります。路面凍結による交通事故や脱輪等が数多く発生します。雪だけではなくて雨が降ったあとでも同じような状況が出てきます。以前、積雪のためにトラックが動かなくなりまして、なんとかしようとしたその運転手がトラックと石垣に挟まれて失命してしまうという大変痛ましい事故もありました。このような悲惨な事故が二度と起きないようにということで、一日も早い三沢市之瀬バイパスの建設実現に取り組んでいただきたいと思いますと思ってこの質問を行ったわけですが、今後も同じように取り組んでいただくという町長のお考えでございますので、この質問はこれで終わりたいと思います。

次の質問に移ります。

去る11月8日に峡南地域における高校再編の必要性に関する説明会というものが開催されました。その中で配布された資料に峡南5町における中学校卒業見込み者数の推移というものがありました。平成22年から平成32年までの10年間に峡南5町の中学校を卒業する生徒数の推移を表すデータであります。これによりますと減少率が最も大きいのは富士川町で54%、2位が南部町の43%、第3位が本町で35%、第4位の早川町が33%という予測でございます。5町の中で最も減少率が小さいのは市川三郷町の21%です。富士川町と比較して33ポイントの差があります。9月議会でも私はここで市川三郷町では学校が減ると人口が減ることになるので、旧3町それぞれに小中学校を残しているという話をしましたら、町長は学校を統合するのは身延町だけではない。まもなく富士川町でも学校統合が行われるという情報があるとおっしゃってありました。たしかに富士川町でも学校統合計画を行う旨の発表がありました。しかし、これは市川三郷町の学校が減ると人口が減るといふことの裏づけになるデータであると思いますので、ここで触れさせていただきました。

このデータが示すものは、まさに峡南5町の町長の姿勢そのものではないかと私は感じております。つまりなんとか努力して学校を残そうという積極的な姿勢を示す自治体と子どもの数が減少するのは仕方ないことだから子どもの数に合わせて学校を減らそうと諦めてしまっているのが身延町とか富士川町との差ではないでしょうか。

学校を減らせばますます現役世代の減少を招いて、町全体の衰退を招くことになるのは明らかであります。町長が将来に負の遺産を残さないようにということで借金を減らす努力をしていただいておりますことについては一定の評価をいたしますけれども、町民の多くは多少借金が増えても将来につながるような積極的な町政を求めているように感じます。

現在、日本の経済は一応の上昇傾向を示しつつあります。現在の日本の経済、政治状況を踏まえて町の現状についての認識、将来へのビジョンをどのようにお考えなのか町長に伺います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これは通告によりますと日本全体の現状認識と町の現状についてというように伺っていたのですが、それでよろしゅうございますか。はい。それでは申し上げます。

昨年末に安倍政権が発足をして1年が経過しております。安倍政権の経済対策をアベノミク

スと呼んでいることはご存じのとおりですけれども、長期デフレを脱却すべく景気対策を講じて円安・株価上昇をもたらし、日本経済は最悪の不景気を脱する傾向になってきています。円安により多くを海外へ輸出している製造業が利益を大幅に増やしてまいりました。企業の業績の発表でも明るいニュースが増えてきています。

しかしながら平成26年4月から消費税率の引き上げがされ、年金、医療および介護の社会保障給付ならびに少子化に対応するための施策に充てるとされています。この引き上げにより景気がいったん落ち込むことが避けられないものともいわれております。

さらに外交問題あるいは原子力発電等さまざまな問題が山積しておりますが、過去の政権が取り組みながら達成できなかった「第3の矢」成長戦略をしっかりと成功させるよう期待するところでもございます。

その中で景気の状態等につきましては、軽々に1年だけで判断することは難しい状況にあると思いますし、私は学者ではありませんから将来の見通しについては明快なお答えができません。町におきましては中部横断自動車道の建設の動きが活発化してきた等々、景気の恩恵はニュースでは聞いておりますが、地方においてまだまだ実感をしていないのが実情だろうと認識をしております。

日本の景気がよくなることを期待しつつも、慎重な行政運営をしていかなければならないというように認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

今の町長のご認識、私も大体同じような考えでおりますが、今後町がどのように発展していくのかということを見ると非常に暗いものがあると考えております。町長の今後の町政に対して積極的に取り組む姿勢があるのかどうかを町民が知りたがっているということが懇談会とか選挙中の皆さんのご意見として汲み取れたので、こういう質問をさせていただきました。

町民は将来に負の遺産を残すことになっても今、必要なことには金を惜しまずに使ってもらいたいというふうを考えているというのは、特に学校問題で1中3小という1中の問題が非常に重く押し掛かっておりまして、できればその統合中学校を新たにみんな、それこそオール身延が簡単に通えるようなというか、できるだけ近いところへ通えるようなという、そういう考え方で町民の皆さんがいるということをお聞きして、こういう将来に負の遺産を残すことになっても、例えばそういう統合中学校をつくってもらいたいというふうな考え方の町民が多いということをお伝えしておきたいと思えます。

少子高齢化で今後20年間には日本全体が活気を失うことになる、そういう予測もあります。そんな中で町がどれだけのことができるのか、それを町民は見ております。経済がこのまま順調に推移するようであれば、再び工場誘致等の積極策にも取り組めるかもしれません。若者の雇用、定住化対策も大切なことです。これがなければ今、進行中の丸滝の宅地開発事業も絵に描いた餅になってしまうと思います。しかし団塊の世代を中心に高齢者にできるだけ仕事を発掘するとか、町を活性化する方法を考えていくことも必要ではないかというふうを考えます。

町長がよくおっしゃっておられるように、町がどれだけのことができるかということだけでなく、町民が町のために何ができるかを考えるという上でもそういう取り組みが必要ではない

かと思いますが、今後の取り組み方について町長がどのようにお考えなのかお聞きします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

必要なことにはお金を使うことは考えないのかという質問でございますけれども、今後の国からの財政支援につきましては、ご存じのとおり平成27年度から地方交付税の合併算定替えが終わります。そして平成32年度までに10億円以上の交付税が減って交付税の一本算定に移行してまいります。またこの一本算定以外にも当然、過疎化による人口減で交付税は確実に減っていくと考えます。この交付税の人口減による減少および一本算定に移行することによる減少を考え、現在、地方債残高を減らしていくための繰上償還を積極的に実施しているところでもございます。

今後につきましても昨年、策定をいたしました身延町行財政大綱第3次の達成目標にもございまして、小さくとも効果的な役場運営を目指して限られた人員予算の中で最小の経費で最大の効果を上げるよう既存の施策、それから事務事業の改善を図って効果の少ない施策は廃止することも視野に入れたらどうかということもございまして、将来を見据えた重要施策へ重点的に予算配分を行うなど財政の健全維持をし、町民の福祉向上、地域社会の発展に努めてまいりたいと考えております。

現在、町での施策の中から必要性の高い施策については今までどおり当然のことですけれども実施をしてみたいと思います。現在におきましてもご案内のとおり福祉、健康、あるいは教育関係事業等々に優先的に予算を計上して実施しておりますし、今後においても必要な施策はしっかり実施をしてみたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

それでは必要な施策ということは例えばどんなふうなことをお考えなのか、それについて具体的にお答えいただければと思いますけれども。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま、答弁をさせていただきましたとおりでございます。町民福祉のためにお金を使っていこうということ、あるいは健康、もちろん教育関係の事業等、必要な部分については惜しみなく今現在もお金を使わせていただいておりますが、今後もそういう方向でやっていきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

具体的に、例えば町民福祉ということではどういうことにお使いになるのか。あるいは教育についてはどういうことにお使いになるのか、その点についてお伺いします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

今、私どもが施行していることについては不必要なことは一切ございませんので全部必要でございます。その中から行財政改革委員さんも必要度の少ないものについては考えなさい、今やっていることについては当然必要ですからということでございますので、いちいち申し上げますと1時間以上かかりますから、今やっていることが必要ですとこういうように解釈をして議員さんもお案内のとおり今どういうことをやっているか、承知はしてあると思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

具体的な施策についてのご答弁はございませんでしたが、それでは私のほうで最後に町立小中学校統合問題についてお聞きしたいと思います。

地域の小中学校はともに長くて重い歴史や文化の中心として、地域住民の宝であり地域住民とともに生きてきた歴史があります。町立小中学校統合計画、現在、後期統合計画というふうな形で進められておりますけども、これは教育長、教育委員長ほか5名からなる教育委員会によって進められている事業であります。

児童生徒の減少を主たる理由として策定されたこの計画によって多くの先人が築き上げ、多くの卒業生が関わってきた学校の歴史や文化を、たった5人の教育委員が変えようとしている、言葉は少しきついかも分かりませんがそういうことになっております。

こういう歴史を変えるという特別な事業でございますけども、こういうことに対して特別な考えとか、恐れのようなものを感じることはないのでしょうか。まだ就任されてまもないことで、このようなことをお聞きするのは誠に心苦しいのでありますけども、町の教育に重い責任を負っていらっしゃる教育委員長の所信の一端をお聞きしたいと思います。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

恐れを感じないのかというご質問でありますけども、恐れというのは恐怖ではなくて畏怖といいましょうか、つまり今おっしゃったように非常に大きな計画であることを自覚しております、そのことで「おそれおのく」ということであればそのように感じております。

しかしながら、今ある町内の11の小中学校を見ますと明治の学制の制定以降、幾多の変遷を繰り返してきて、その結果として存在しているように思います。少なからず町民が、あるいは村民だったのかも知りませんが、かつての学校統廃合の問題に直面をしてくれています。地域の歴史文化に関わるということを重々承知しながらも、それを重く受け止めながらも今現在、小規模校に在学する児童生徒のためであると思ひまして、今まで慎重に学校統合を進めてまいりましたが、これからも進めていきたいというふうに思います。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

そうですね、非常に重い責任と、それから畏怖を感じていらっしゃるということで大変、これから重要な責任を負わされているということで大変なことだと思いますけども、先日、8日の日曜日に久那土地地区で議員と保護者との話し合いの席がありました。議員で出席したのは5名でした。下部地区から選出されている4名と中富地区からの1名で5名でしたけれども、その中でいろんな保護者からのご意見をお伺いしてまいりました。私たちが今までもここで何回もいろんな形で質問をし問い質してきたというか、教育委員会のお考えをお聞きしてきたわけですけども、やはり保護者の皆さまも同じような考え方でいらっしゃるということがよく分かって、非常に私とすれば心強いというか、それでよかったんだという考え方でここに臨んでおります。

今の町立小中学校統合後期計画というものについては、説明会を全町で22回もしたということで教育長をはじめ教育委員会の皆さん方は、これで十分ではないかというふうに思われていらっしゃるかも知れませんが、私にはこれは教育委員会による単なるアリバイづくりとしか思えないんです。10月22日付けで久那土・古関地区の保護者・住民合わせて1,334名の身延町立小中学校後期統合計画に反対し、保護者の願いを尊重する教育行政の実現を求める署名というものが町長と教育委員長宛てに提出されました。この反対署名に対して教育長と町長が回答しておりますけども、この内容を見るとまさにアリバイづくりに過ぎないということが私には感じられます。

教育長は久那土・古関の皆さんが署名をもって反対を表されたことについては、これを重く受け止めているとしております。しかし一方でこの計画の根拠は3町合併協定書、関係各位の慎重な協議とその結果の蓄積によって進められているので、計画の修正再提案は考慮しないというふうに続けています。関係各位の慎重な協議とその結果の蓄積というふうに言っておりますけども、果たしてそうでしょうか。たしかに手続的には審議会に諮問し、その答申を受けて前教育長が前期と後期の統合計画を策定し、説明会を行ったという経緯があります。しかし統合計画の策定の時点では、町民も議会も一切関与しておりません。前教育長が1人で決めたも同然の計画を町民に納得しろと押し付けているだけのようには思います。

町長は久那土・古関の多くの方が反対署名をして、その旨を広く町内にアピールしたことは教育委員会ともども重く受け止めているというふうにおっしゃっております。学校の設置、管理、廃止は教育委員会の権限であり、住民・保護者に理解してもらえないことは残念だが、今後も教育委員会が統合計画を行うよう意見等を聞きながら見守っていくというふうにしております。

このいずれの回答書もA4の用紙1枚だけで、この回答書の軽さが町長や教育委員会の住民に対する対応の軽さではないかと住民の皆さんも考えているようです。本当に署名を重く受け止めていらっしゃるのであれば、そしてアリバイづくりではないというふうにおっしゃるのであれば、町の教育に大変重い権限と義務を持っていらっしゃるはずの教育委員長が説明会ですべてがこの計画書どおりではない、つまり計画の変更もあり得るというふうにおっしゃっていたことを受けて、計画の修正再提案を考慮しなければならない状況にはないとは言えないはずであると思います。この教育委員長の発言をなかったことにしようというのは決して許されないことであると思いますけども、この点について教育長はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをさせていただきます。

今、お話のすべてがこの計画書どおりではないというような発言をなかったことにするのかという質問だと思いますけども、これは計画書でありますので不測の事態が出現すれば当然修正はあり得るという意味合いで発言はされていたと思います。

例えば前期計画におきましても、ご承知のように3件の学校統合をすべて平成22年の4月1日という計画で進んできたわけですが実際にはそうはいきませんでした。誠意をもって発言をすれば、すべてこの計画のとおりとするということは言えないと思います。実際、今回お示しをしてあります後期統合計画は何ひとつ今現在、実現しているわけではありません。先行きを今の段階で断定することはできないと思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

今、不測の事態というふうにおっしゃいましたけども、この久那土・古関地区の皆さんの1,334名の署名というのは不測の事態には当たらないんでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

計画を実現するにはすべて賛成ということになれば一番いいわけですが、いろいろなご意見をお持ちの方もいらっしゃいます。今、議員さんがおっしゃられましたように反対をするというふうな表明をされている方もおられるわけですが、また、そのほかの地区においてもないとは言えないと思います。それはこれからの話でございますけども、不測の事態というのはいろんな反対のこと、あるいは計画どおりにいかないこと、いろいろなことを総じて私は申し上げました。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

だから反対署名については不測の事態であるのか、ないのか、その点についてはどうでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

先ほど申しましたように賛成もありますし、反対もあるということですので、そのことをもって不測の事態という、それには当てはまらないと思います。これから計画をしていく段階で、さらにいろいろなことがあるかもしれません。計画どおりいかないかも知れません。そのへんのことを申したわけでございます。しかし今、おっしゃられましたように反対という意見が出ているということは承知しておりますので、これはやはり納得していただくように説明も申し

上げ、また保護者の方々にお願いをしているところでございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

私、はじめにもというか、この問題が出たときに申し上げましたけども、説明会ですべて納得させられるような問題ではないんですね、これは。保護者全体が例えば反対署名に基づいてというか、反対の意見をまとめて同意しなかった場合にはどうなんですかということで、すべてがこの計画書どおりではないというふうに教育委員長はおっしゃったと思うんですけども、その点についていかがですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

計画どおりにはいかないということは、先ほども言いましたように結果として統合の時期が延びる、あるいは延びないというようなことも含んでいるということをおっしゃいました。もう一度、その真意をもう1回お願いします。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

すべてがこの計画書どおりではないというのは、例えば保護者の同意書がまとまらないとかそういう場合にはこういうことがありますということで、教育委員長は答弁をしたと思うんですよ。そういうふうに、もし各学校の同意が得られない場合はどういうふうにするんですかということです。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

各11校の保護者、あるいはPTAの皆さんから同意をいただくわけでございますけども、もし同意をいただけないということになれば、これは次の段階でございます議会の議決を経て条例を変えるという段階には、その部分には進んでいけないと解釈しています。だから、あくまでも同意が前提ということは最初の説明会でも申しましたし、今も考え方は変わっておりません。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

ということは、すべてがこの計画書どおりではないという言葉の意味がそのまま生きているというふうに考えて、今後またこれからの統合計画に対するいろんな問題点を提起していきたいと思っています。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

補足説明ということでお答えをしたいと思います。

今、教育長が不測の事態というのはどういう状況かということでご説明申し上げましたが、来年、保護者の方々から同意、あるいは不同意の結論を出していただくということでございますが、同意と不同意がどのように出揃うかという状況は今のところ予断を許しません。したがって、そのときの状況を見ながらそれが不測かどうか判断をしていくということです。例えば1校だけが不同意であるからそれを不測の状況と判断するか、あるいは半分だったらそのように判断するかというのは、そのときにならなければ教育委員会としての判断をしかねるというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

補足になっているかどうかちょっと分かりませんが、不測の事態というのはまさに同意が得られないことがそういう事態にあたるのではないかなと思いますけども、今後この問題をもっと深めていかなければいけないと思っておりますし、町民の皆さんのご意見をもうちょっと教育委員会でもよく聞いていただきたい。一方的に説明するだけでなく住民が本当にどういうふうに考えているのかということ。例えば1中の問題についても非常に多くの問題を含んでおります。こういうことをただ、単に説明をすれば分かっていたというふうに、あるいは説明したんだからいいんではないかというふうにお考えであるとすれば、それは大きな間違いであるということをご指摘しておきたいと思っております。

次にスクールバスの運行計画図に添付してあります発着時刻表について、お聞きしたいと思います。

これは実際にバスを走らせて得られたものであると思っておりますけども、いつどのような方法で得られたデータなのか。もし詳細な記録を提出していただけるのであれば提出してもらいたいと思っておりますけども、学校教育課長いかがですか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

10月8日に各学校の保護者代表がお集まりいただき、今後のスケジュール等をお示しする中でスクールバス運行計画についても説明をいたしました。その際、これは久那土小と西島小を例にとるわけでございますが、始業時間に間に合うように朝に役場古関出張所から西島小学校まで運行した場合の時間を示しました。おおむね18分かかるとのことです。それ以前に何回か計測をしていますけども、最近では9月13日の金曜日、それから同月17日火曜日に保護者説明会を前にして再度、計測をいたしました。いずれも朝7時30分に久那土小を出発し、使用した車は普通車で法定速度で計測したものです。

なお、実際の乗車場所などを含めた運行計画につきましても、保護者にも検討をしていただきますので、現時点で路線バスの時刻表のようなものを作成してあるわけではございません。

また保護者の方々からも求められておりませんが、乗降場所を確定していないので議員さんのおっしゃる記録というか、資料につきましてはご提出することはできません。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

これは普通車でということ、それ自体がもうすでに前提条件としてちょっとおかしいのではないかなというふうに私は思います。それから久那土から西島というふうに設定してのことはいいんですけども、これも久那土を西島に統合するということが前提となっているようですけども、それをいつどこで誰が決めたものなのか。これは私は久那土から西島だけではなくて、西島から久那土ということも考えて実験することが正しいのではないかと思いますし、たしか久那土小学校の児童数が37人というふうにこの表のどこかに書かれていたと思いますけども、この37人をどこで乗せるかということは一切、今の話では考えていないというか、設定がないということでございますので、この発着時刻表そのものがまったく信憑性のないものであるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

発着時刻表につきまして信憑性がないということでございますけども、これについては職員が何回か計測した結果でございます。おおむね始点から終点までが一番重要になるうかと思えますが、その主要時間につきましては私たちがお示したとおりだと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

だから児童が37人いるわけですよ。その中で古関から久那土小までの所要時間が10分、この間に乗車する児童はいないということで想定してのものか。それから久那土小から時速何キロで走れば久那土駅に2分で着くのかというのは、この37人の児童を乗せていかなければならないわけで、今、先ほどの話では18分間で古関から西島小へ着くというお話でしたけども、その点についてお伺いします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

まず1点目は37人の乗車ということでございますけども、古関地区から久那土地区まで37人ということでございますが、久那土までの間、誰も乗車させないと教育委員会は決定したわけではございません。先ほどお答えしましたとおり乗車場所は保護者の方々を交えて今後決定していきます。ですから、古関から久那土の区間は所要時間が10分としたのは、これは最短時間でご説明を申し上げているところで、保護者の方々にも伝えてございます。

また先ほど来、2分とか所要時間のご質問がございましたが、何キロで走ったのかということでございますが、あの路線は法定速度が時速40キロとなっていますので時速40キロで道路を走行しております。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

ということは、この発着時刻表そのものはまったく子どもを乗せる時間とか一切そういうことを考えずに、ただ単に走行した時間が18分とそういうことで理解しておきます。

それから教育長の回答の中で、数値的なものは一切考慮しないで西島に決めたということが書かれていたと思いますけども、この点についてなぜその数値化したデータでなく決めたのか、それは何をもとにして決めたのか、その点についてお伺いします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

物事を数値化して合計点の高いほうを選択するということは、最終的にはポイント集計によって決するというところにほかならないわけであります。前提にはより客観的、かつ厳密な項目の設定、また点数の配分等も考慮する必要があると思います。

具体的な項目を挙げれば校舎の場所、あるいは建築年次、校庭や屋内運動場の広さ、あるいは周辺の交通状況、通学の経路、そのほか多くの項目が考えられますが、対象項目と点数配分の基準設定はどのようにするか非常に困難だと思います。

また先ほどのご質問の何を基準にして決めたかにつきましては、今までの学校統合に関わる関係各位の議論、また後期統合計画に記載をした理由によるわけです。すなわち通学に際し児童の疲労度が少なく、同一学区どこからも通学しやすい位置にある西島小学校の校舎を使用しますという文面がありますけども、そのようなことにさせていただきました。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

今の教育長がおっしゃったような状況をいろいろ勘案すると、一般的にはやはり久那土小のほう和西島小よりもいろんな面で優れているというふうに一般の人は見えていますよ。教育委員会はどうか分かりませんが、一般の方々はある狭い道を通っていく西島小学校、あんな遠くまで行かなければならないプールがある西島小学校よりも久那土小学校のほうの方がベターであるというふうに考えている。それは久那土、古関の小学校、中学校の保護者だけではなくて一般の方々がそういうふうにお考えになっているということをもう少し配慮したほうがよろしいのではないのでしょうか。数値化しないということで、そういうふうなことで考えていくとすれば今、関係各位というふうにおっしゃっていましたが、久那土、古関の保護者の皆さんは関係各位には当たらないのでしょうか。その点についてだけ、教育長お願いします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

私が後段申し上げました、今までの学校統合にかかる関係各位の議論やということだと思いますけども、当然関係各位と申せば学区内の久那土、西島の町の区域に入る方はすべてだと思います。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

西島小の校舎は昭和60年建築で築28年、屋内運動場は昭和53年建築で築35年。一方、久那土小のほうは昭和62年の建築で築26年、2年少ない。それから中学校と共用の屋内運動場は平成8年建築で築17年です。久那土中と久那土保育所や徒歩10分の場所に峡南高校もあります。いわゆる文教地区と言ってもいいと思います。なぜ教育環境や立地状況に恵まれた久那土小でなく、あのすれ違いもままならないような狭い道に囲まれた西島小にするのかということは先ほども申し上げましたように一般の方々の感想です。非常に、私はその一般の町民の皆さんのそういうお考えもきちんと汲み取って、教育委員会では今後も学校の決め方を考慮していただきたいというふうに思います。

それから下部小学校につきましても、これは小学校中部ということで決定されているようですが、原小、下部小、下山小、この3小の中で最も児童数が少ないのは下山小です。もちろん校舎は建てたばかりで新しいです。本来ならばここに小学校の児童すべてが集められるようであればもっといいんでしょうけども、どうもこれを建てた時点では統合計画が頭の中に入っていなかったのかどうか。下山小にすべてを統合するような能力というか、收容能力がないということでお聞きしておりますけども、なぜ児童数の多い原小、下部小の2校の子どもたちを最も児童数が少ない下山小に集めようとしているのか。その理由について、納得できる説明を教育長にお願いします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

なぜ下山小にしたかということでございますけども、後期統合計画では本町は南北に長いということで、小学校の配置を便宜的に北部、中部、南部の3学区に分けています。これはすでにご承知だと思います。適正配置審議会の答申では最終的には2小学校としたんですが、児童の負担うんぬんについて3小学校が適当ということになりました。小学校の配置数に関するこの点は議会とも同じ考えでございます。中部学区を下部から下山の3小学校とした理由は後期統合計画に示したとおり、先ほども言いましたように学区のほぼ中央に位置していること、また建築年次が最も新しいことが理由でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

1中3小ということを議会在決議したと。意見書を決議したということで1中3小が教育委員会のほうでも、いわゆる関係各位からの意見ということで取り上げられたようでございますけども、先日の全員協議会の中でも1中3小というのはあくまでも規模なんだと。配置についてはこれから議論するんだということになっておりますので、その点についてはご承知おきください。

それから1中3小の3小の意味は、旧3町に1小ずつという考え方が基本になっているということも確認をしておりますので、ぜひともその点についても教育委員会でもご承知おき願いたいと思います。

私の質問時間は終わったようでございますので、以上で質問を終わります。

○議長（河井淳君）

以上で芦澤健拓君の一般質問は終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に通告の2番、松浦隆君です。

松浦隆君の質問を許します。

登壇してください。

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

通告に従いまして質問をさせていただきます。

11月になってから8日に県教育長からの峡南地域の高校再編の説明会、そして20日付けで「身延高校の中高一貫校を条件とした存続への動き」の見出しの山日の報道がございました。9月以降に開催されていると聞いておりますPTAへの今後の計画説明会等、9月定例会以降、町内の学校統廃合問題に取り巻く状況が大きく変化しております。そういうことも勘案した中で前回に引き続き学校統廃合問題についての質問と合わせて下部地区において防災無線の告知機が故障している、こういう状況の中での今後の見通し、そして万が一の場合の対策に対しての考えをそれぞれ伺いたいと思います。

まず通告の1番、小中学校統廃合問題について伺いたいと思います。

統廃合計画推進に対する教育委員会の基本姿勢をお伺いしたいと思います。何度も答弁なさっていることなので簡潔にお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えします。

今回の後期統合計画は新町建設計画、それから3町の合併協定書、また長期総合計画に学校統廃合に関し記載があります。身延町立小中学校適正配置審議会の答申を受け、身延町立小中学校統合計画前期計画を実施する過程で、また町議会の全員協議会で話し合わせたことなど多くの方々の議論を踏まえて教育委員会が策定をしたものでございます。

今後も各位のご理解をいただきながら計画を推進していきたいと思っております。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

答弁を簡潔に説明いただきましてありがとうございました。

そういう流れの中で今までやってきているわけなんです、その裏にはクラス替えができる

とか、部活の選択ができるとか教育環境の整備とか、それから少人数、それから適正配置のデメリットとか、そういう部分も含めた学習環境を向上させたいという、その話もございました。そのことも私たちも理解できる部分は理解できるんですが、それを踏まえた中で統合に対する地元、保護者の基本的な考え、今ちょっと話をしましたけども、いろんな補足説明がありました。基本姿勢の中で、今までの中ですね。それに対して保護者がどういうふうにかこの統廃合問題を考えているか、そのことを教育委員会は理解しているのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

保護者の方々には平成23年12月にアンケートを実施して、今回の後期統合計画にその結果を反映させることができたと考えています。またすでに統合した学校が実施した保護者アンケートなどからも統合に肯定的な意見、感想を多くいただいているところでございます。

なお、保護者の願いを尊重する教育行政を求めるとの理由で後期統合計画に反対されている保護者の方々がおられますが、今後もなお一層、地域の方々、特に保護者の方々には統廃合についてご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

アンケートの反映とか統合の意見聴取、そういうことはあったと思ひます。僕が聞きたいのは今回の後期計画と称する、私はあえて後期計画と称するというふうに言わせてもらいますが、称するものに対して、この統廃合の計画に対して、その統廃合そのものを保護者の方々が反対賛成、そういう意味でのどういうふうな考えでいらっしゃるかというのはご理解いただいているかどうかということをお伺いしたいんですが。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

先ほどの芦澤議員さんの一般質問でもありましたように、統合に賛成できないというような形で町長、また教育委員会のほうに署名も寄せられました。またそれに対する見解なども述べたわけでございます。そういうことで一部地域の方々が反対をなさっているということは重く受け止めているところでございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

まずそこから僕、違うと思ひているんですよ。私が地元の方々、それから保護者の方々と話をする限り、また意見交換会をする限り、それと同時に22回開かれました説明会での皆さんの発言をお伺い限り、私は確信しているんですが少子化で教育環境があまり現状よくないと認識しています。いずれは統廃合しなければならぬ状況にあるということもほとんどの方が私は理解していると思ひます。そういう話をしますと保護者の方々もそれは理解していますよと、そういうちゃんとした明確な答えが返ってくるんです。ですから統廃合に反対するのは

なく、そのやり方についてちょっと違うのではないかと、そういう意味で異議を申し立てているのではないかと、そういうふうに私は感じているんですがいかがですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

1,300余の反対の署名を集められまして代表の方が町のほうへ見えまして、町と教育委員会に出されました。先ほども言いました。その折にも話し合いがいろいろあったわけです。計画の重要性は認識していますが、しかしこの後期統合計画には反対ですということは口頭でも承っています。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今の、反対という署名を出しました。その署名を出したときの計画も私は聞いていますけれども、そのときにたしかに教育長も町長もこれは統合に反対なんですねという話をされています。それに対して保護者の代表の方は統合に反対なのではないですよ、この後期計画に反対なんですと、そういう話をしているはずなんです。ですからそこからもうお互いに、保護者と教育委員会の話がずれているんですよ。私はそこをまず教育委員会のほうには理解していただきたい。統廃合そのものを実際に保護者の方々は、統廃合は今の教育環境を考えた場合にはやはりやるべきだと容認しているわけです。しかしながら、その反対の署名運動等々があったということは、容認しながらその署名運動をしなければいけない状況、それがなぜかといったら、やはり教育委員会が統廃合を保護者も求めているんだけども、そこに対するプロセスの問題でちょっとお互いにずれがある。そこでその後期計画に対して反対せざるを得ないという、そういう保護者の状況を私は理解していただきたいと思ひますし、それに関連してなぜ反対運動が起きるか、そこを今の私の話も含めてちょっとお考えをお伺いしたいと思ひます。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、議員さんがおっしゃったとおり、私も先ほど言いましたように統合には賛成だけでも計画に納得いかなないということで認識をしておりますので、それ以外の、例えばどうなのかということについてはまだ承知をしておりません。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

根本は、ボタンの掛け違いもそうですが最初に掛け違えたらどこまでいっても掛け違えてしまうんですね。ですから本当に教育委員会が保護者の方々に同意をいただいて、教育委員会の思いを伝えてこれからやっていこうとする、それは今後どうなるか分かりません。そういうことを考えた場合にもやはり一番基本の根本的な掛け違いを修正する、そこから僕は始まると思ひますので、ぜひその点をよくお考えいただいて進めていただきたいと思ひます。

今も話をしましたように統合の進め方、このプロセスですね、このあり方、ボトムアップの意見の配慮、これが私は欠けているような気がするんです。それも今、話を聞いて、やはり最

初のボタンの掛け違いの部分があるのかなとそういうふうな思いがあるんですが、トップダウン式に一方的に進められて配置等が決められたことが、やはり逆に言うと不信感につながっていく。教育委員会でもボタンの掛け違い、保護者の方々もボタンの掛け違い、そこまでいくともうどうしようもない、話し合いにも応じられないような、お互いが不信感を持って話を進めようなんていうのは、これは愚の骨頂であってまとまる話もまとまらない、そのようになると私は考えますので、ぜひその点をご配慮いただいてこれからの話し合いに臨んでいただきたいと考えます。

次に移ります。

教育委員会が示されました1中3小の適正配置とされる根拠について伺いたいと思いますが、これはいろんなところで話を伺いますと中学校の問題と小学校の問題が混同されて話がされています。ですから余計ぐちゃぐちゃしています。そういう混同を避けるために中学校と小学校、これを分けて説明を願いたいと思います。

まず1中の根拠について、お伺いいたします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

ちょっと時間をいただきます、よろしいですか。

○7番議員（松浦隆君）

できるだけ簡潔に。

○教育長（鈴木高吉君）

今までに何回かこの議会でもお答えをしてきたこととまったく同じになるわけですが、まず最初に身延町立小中学校適正配置審議会の答申は最終的に1中2小というものでありました。しかし前期計画を、これにより実施する過程で教育委員会が統合計画を策定するにあたり十分にこれを尊重し考慮しなければならないいくつかの点が生じました。例えば平成23年9月16日に3人の議員さんから発議第2号として議長に提出された「小中学校の適正配置に関する意見書」にもあるとおり議会は全協で1中3小にしていくことがよいという結論に達しました。また平成23年12月に教育委員会が行った小学校以下のお子さんを持つ保護者の方々に行ったアンケートでも小学校は3校で旧町単位にこだわらず統合するという回答が56%、また旧町単位で統合すると回答した方は32%という結果があります。

委員会では、これらは後期統合計画を策定する上で検討材料の核をなすものだと捉えて半年近く議論を重ねた上で1中3小という最終的な適正配置の計画をつくりました。後期統合計画が示す学校数などは、平成25年1月18日および2月8日に議会に対し行った報告会がありましたけれども、ここでも触れましたが当該計画において示した小中学校の学年規模、学級編成の考えに基づいたものです。議会および保護者のご意見、意向を踏まえたものであるということをご理解いただきたいわけですが、よろしいでしょうか。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今の答弁、議会からの意見書、それから保護者へのアンケート、これを勘案した中で最終的に学年の規模、生徒数、そういうことを勘案して1中にしたという、そういう考えでよろしい

ですよね。そうすると今の答弁の中で学年の規模、それから生徒数というふうにお話しになりました。それで身延中学校しか、これは受け入れ先がないということだと思いましたが、そのとおりでよろしいですね。そういう結論での1中の根拠ですよね。そうですね。そうすると身延中学校に決定されたという、計画されたということなんですが、身延中学校の校舎、昭和46年の建築ですよね。体育館は昭和36年の建築です。校舎は8年後、体育館は耐震診断でOKが今、出ていますけれども、建て替えを想定する50年、建築から50年、もうすでに2年オーバーしています。安全な学校生活を保障しなければならない教育委員会、その状況にある教育委員会がもうすでに50年を2年経過した体育館を使用する、また8年後には建て替えを想定しなければいけない校舎、それを踏まえてなぜ身延中学校にしたのか。これはやはりさっきも、何度も言って申し訳ないんですがボタンの掛け違いで逆にそこから始まって、PTAの方々は生徒数の論議だけで進めているのではないか。また身延高校を存続するために決定したんではないかというそういう不信感も実際にあることはあるんです。その不信感を払拭すると同時に特に北部のほうでは問題になっています通学時間の解消につながる、問題になっていますよね、通学時間の問題が。この後期計画に対して非常に大きな反対の理由が通学時間の問題です。そういうことに対して今、話をさせていただきました建築からもう50年過ぎた、50年近くなった校舎、それを踏まえて町の中央にでも中学校を新設する、そういう計画はなかったんですか。その点について伺いたいと思います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今お話を伺ってちょっと確認をしたいんですが、まず体育館につきましては町民体育館を中学校は使用をしているわけです。ですので50年経過というのは今、身延小学校が使っている体育館のことだと思うんですが、これとていろいろ耐震のことはやっておりますので大丈夫なんですけども、そこは1点、確認をしておきたいと思います。

また校舎については、たしかに年数も相当経過しているのは承知しています。しかし収容規模、その他のいろいろな施設が整っているということ、またご質問の建て替えは計画しなかったのかということでもありますけども、見たとおりこの計画では建て替えうんぬんということは考えておりません。今ある校舎を使用するという基本的な考えによります。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

そうするとここにありますが、教育委員会が出していただいた身延中学校屋内運動場、屋内運動場というのは体育館ですよね。昭和36年12月建設となっていますけども、この資料が間違えているということですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

先ほども言いましたように、その資料はおそらく身延小学校の体育館を言っているものだと思います。最初、中学校建設当時は中学校の体育館ということがあったと思います。しかし時

代の流れで、旧町のときにその後、町民体育館を建てて中学校はそちらを使用するということになったと思います。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

ちょっとこの問題について僕、問うつもりはなかったんですが、今、身延小学校と言いましたけども、身延小学校の屋内運動場が空欄になっていまして中学校に入っていますよ。皆さんにお配りしたこの資料が間違えているということではないですか。身延小学校が空欄ですよ。身延中学校が全部入っていますよ。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

身延小学校が先ほど申した体育館が古く、36年と言いましたか、それを使っているということですよ。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

そのことはいいとしましても、この資料もちょっと間違えていますからね。僕らはもらっているんですよね。これはあとで確認していただきたいと思いますし、それと同時にそうすると今まで中学校新築の計画は、真ん中にしなければならぬ、例えば通学時間の問題だとか、そういうことで真ん中にするということが計画になかったんですね。今もないですね。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

計画書をご覧になったとおり、そのような計画はありません。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

新しい中学校を新築するには莫大な予算がかかる、それは私も思っていますし、また町民の方々もおそらくそのことは理解していると思います。ですから大変、簡単にはその計画を進めるというものは難しいのかなと思います。1つ伺いたいんですが、もし学校を新築するとなると準備にどのくらいかかりますか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

計画づくり、また用地取得、この用地取得が何年かかるかによって計画は非常にずれてくると思いますが、最低でも用地取得までは5年程度はかかるかと思いますが。それから補助金の手続き、あるいはいろいろな手続きを要すれば8年、あるいは10年かかるかもしれません。これは確定できる期間ではありませんが、そのように考えます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今、答弁していただきました。新しい学校を新たに造るとなると10年前後かかるわけですね。そうすると将来的な観点から見て、現時点で身延中学校に生徒を全部集めて、8年後にはその建設から50年経つわけですね。そうすると、もう10年後にはすでに2年経過している状況、それはたしかに改修もするでしょう、補修もするでしょう。それでも今、例えば進めたとしても新しい学校、もし造るとすれば間に合わないわけですよ。ではその新しい学校も今の学校の統廃合で、北部のほうで交通の便、時間の問題、そういうのが大きな問題になっているのではないですか。その中でそれを解決しながらやるとすれば、では身延にもし学校を残すにしても、今の身延中学校の跡地に中学校を新設するにしても、またそういう通学時間の問題を考えて真ん中に持っていくにしても、もうすでにそういう時期に入らなければいけない。そういう時期だと私は思っているんですよ。それは私だけではなくて、おそらくそういう将来的な展望を見て、教育環境を整えるということを考えなければいけない、教育委員会としては、すでにそういう準備に入っていなければいけないというのは私もそうですし、ほかの方々もそういうことは、もうそろそろそういう話が出るんだろうなと思っているはずなんです。しかしながらそれが今、教育長の話でそういう話も出ていないということは、私は教育に対するビジョンが見えてこない、そういうふうにつえられてもこれはしょうがない。教育環境の充実を図るために統合への理解を求めたいとする教育委員会こそ、本当はそういう将来的な展望に立ったビジョンを示して、そして保護者の方にこの統廃合問題を理解してもらうように進めるのが筋ではないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

新しい学校うんぬんにつきましては、私も地域の説明会でも申し上げましたけども、現計画はこの旧校舎を使用しますという計画になっています。しかしこの計画どおりの校舎等を使って未来永劫、これを使っていくということは考えられません。新町建設をして10年になろうという現在、新しい今後の計画については、また新しい町の総合計画等の計画において位置づけをしてやっていくというような話をしております。

したがって、現段階で教育委員会が今の状況の中でいっぺんにこの後期計画をなくして新しい学校づくりをしていくということは考えておりません。現在の教育環境を、今行っている子どもたちの環境をとにかくなんとかしたいと、こういう思いで計画をつくっております。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

教育長、僕が言っていることをちょっと理解していただきたいんですが、僕は後期計画をなくして新しい学校を造る計画をしたらどうですかなんていう話はしていないんですよ。後期計画を進めるにあたって保護者の方々、またそれに付随にする若い子育て世代の方々が町に教育ビジョンがない、そういうことを理由にして外に出ている方が多いんですよ。そのビジョンを

やはり教育委員会が主導で町と話をし、町を今後どういうふうにもっていくか。例えば将来的に子どもたちが少なくなるのであれば、学校を真ん中に持って行って、あくまでも例えばの話です。真ん中に持って行って中学校も新設して、そのよりよい教育環境で子どもたちを育てましょうよと。そういう教育ビジョンを将来的には持っているけれども、今、例えば後期計画、こうやって進めなければいけない。それに対して皆さん理解していただかなければいけないというのが私は筋なんではないかなと、そう考えて言っているんですけどもどうですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

現段階で、ちょっと繰り返しになりますけども、例えば向こう8年10年の計画を立てて財政計画をつくって、また学校の配置等も考えるという方法もあるかもしれませんが。しかし現段階11校ある小中学校、これをいっぺんに統合中学校うんぬんという形で校舎も新しく、またいろいろもろもろの設備等も整えるには到底、これは無理な計画だと判断します。したがって、現在は最善の策は私どもが示しております後期統合計画、これをとにかく完成をさせて、それからの話だろうと私は思います。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

教育長のお話も分かるんですよ。分かるんですが、私は何をやるんでもやはり将来的に、誰もそうですよね、例えば今、生活保護を受けている人が将来的に自分もお金を稼いで生活ができるように頑張るんだという、そういう目標を持って生活しているはずですよ。生活保護という言葉は悪かったんですが、生活に困窮している方が。そうですよね。若い世代、特にそうですよ。今、子育てをしている本当に苦労なさっている方々も、その方々だってこの子どもたちを育てあげて、この子どもたちが大きくなって、この子どもたちが大人になったときのその夢を見ながら子育てしているはずですよ。そういうことを考えて、将来を考えて展望を持ってやっていかなければ自分の生活を続けられないわけではないですか。それと同じようにこの後期計画に関してもやはり将来的なことの展望をつくって、町ではこういうふうになっているからこうしましょうよと。差し当たり今、予算的な問題もあって今ある校舎で、身延でお願いしたいんだよ、そういう話をするのが私は筋だと思うし、もし町のほうにそういう計画がないのであれば、私は教育行政を携わっている教育長がそういう提案をするべきではないかというふうに思います。ぜひそういうことを考えていただきたい。

時間もないので次に移ります。

続いて小学校3小の根拠、これについてお答えいただきたい。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

簡単に申し上げます。

先ほどの芦澤議員さんの答弁の中でも触れましたように北部、中部、南部の3学区を基本的に配置するというので3小学校ということでございます。その以前の理由については先ほど触れましたとおりであります。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

3町が合併する準備段階から学校統廃合問題だけではなくて町がバラバラでした。そのすべての案件について協議されてきましたけども、新町になってからは先ほど同僚議員が言っていましたけどもオール身延、こういう考えの中で公平かつ平等の観点からの理由で調整、そして決定されてきました。水道料金とかそういうのもみんなもろもろそうです。議会が意見書を出しましたけども、その際の全員協議会で審議を重ねて意見書を提出しました。その際もこの流れの中、旧町単位に1小、そういうふうな考えの中で最終段階の学校数、これは1中3小というふうに決定されたはずで。今回の計画では、先ほど町長の答弁にもありました下部の目で今まで見ていたものを、旧町の目で見ていたものを今度は新身延の目で見ていただきたい。身延の目で見ても今回の計画、旧町単位で身延に小学校2校、中学校も含めれば3校、中富は小学校1校、計画ですよ、これ。そして下部に至っては中学校も含めてゼロですよ。これは公平な配慮が感じられないんですが、その点についての考え。北部、中部、南部と言いつつ、たしかに下部、中富が北部なんでしょうけども、中部で身延、その北部、南部、中部でいってもそういう不公平感がある。これも大きなやはり地域の間での不満につながっているふうに私は考えるんですが、その点の考えはいかがですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

北部、中部、南部、この3地域の学区の設定ということをご理解いただけたと思うんです。あとはこの学校を使っていくかという論議に集中すると思うんです。これについてはそれぞれの、今まで申し上げましたように理由があるわけです。先ほど議員さんの全員協議会での話うんぬんということもありましたが、答申の中には学校配置うんぬんについての、数はもちろんありますが、場所は早く言えば白紙委任というような形だと私はとっていますけどもそういうことだったと思います。教育委員会がいろんな状況から考えて北部、中部、南部にしたと。北部については西島小学校、中部については下山小学校、南部については身延小学校の校舎を使用するという計画を立てたわけでございます。一応、そういうことでございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

1つだけ私の考え、議会の中でどういうふうに考えているか分からないですけども、先ほど教育長が言いました白紙委任、それは私は違うと思います。これは私の考えですから言わせていただきます。

それでは今の公平な感じが感じられないという、そういうことに対して私は思うんですが、その地域によってそういうふうを感じるはずなんですよ。やはりゼロになるところもあるという。だからそれを逆に言うと新町になった身延の目で見ていただきたい。そういう考えだと思うんですよ。ではそれを逆に、そこまで理解したらとしたら、本当に私はさっき言ったような計画も含めて、中学校も含めて中央にまとめるような、そういうビジョンがあればある意味で納得できるはずなんですよ。だけどビジョンや将来的なものがなくて、今こういう状況だから

こういうふうにしてくださいというのは、ちょっと不公平感があるのかなと僕は考えています。

その中で、北部で西島小学校が適正配置というふうにされています。先ほど来いろいろな話の中で建築年、それから広さ、通学路等、設置環境、設備の充実度等々言われていますが、私は一番大事なことはやっぱり安全面だと思うんですね。その安全面に対して道路が狭いからとか、それから入ってくる道が旧国道沿いだからとかいろいろなことを皆さんおっしゃっています。そういうハザードマップにも掲載されているというのはご存じだと思いますが、富士川堤防の決壊で水没する危険性、そういうものも含めて安全、一番大事なことだと私は思っていますけども、そのことを配慮しての西島小学校という決定なのでしょうか、そこだけ伺います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

地域の説明会においても、その点がご意見としていくつか出ておりました。たしかにそのハザードマップにはそう出ております。しかしそれは何十年に1回の豪雨、あるいはいろいろな条件の中でハザードマップの中に記されたものでございます。すべてが、万事安全なのかと、確実にそうなのかということと言われれば、そのようなことは今後のことでございますのでなんとも言えませんが、しかし現在、国道のスーパー堤防と申しますか、国道に走っている堤防ですね、今の段階で決壊するようなことは到底、考えられないと判断をしました。そのようなことで西島小学校、これはハザードマップでいっている下方のほうからの流出については、これは考えるに値しないだろうというような判断でございます。しかしこれとても万全だとは言えませんが、もし決壊、あるいはものすごい何百年に1回のような豪雨がくれば、それは予測する範囲ではないんですが、それには当然、前兆現象等もあると思います。それで対処できると考えています。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

分かりました。今のその点について、教育長の考え方は分かりました。

では西島小学校と静川小学校の統合が平成24年4月に行われましたね。その合併時の、2年生が卒業するまでの5年間、これは生徒への配慮から西島小学校を他の学校へ移すということに関してはできないとされています。今回の後期計画では平成29年4月に久那土小と西島小学校が統合するというふうになっています。統合の準備段階、それから統合予定年度を勘案すると西島小学校を今、分割というふうな計画を立てられる、西島小学校を久那土小学校に。例えばですよ、これ。西島と久那土が一緒になるという話になっていますから。西島小学校を久那土小学校に動かすというのはそういう準備段階から含めて、これは今の状況ではできませんよね。そういうもろもろの安全面を無視して、今、安全面と言いましたけども、僕は万が一でもなんでも、安全面というのが一番考えなければいけないことだし、また考えることが大事なことだと思いますし、それを示すことが保護者が納得する1つの要因だと思いますが、そういう安全面ということも含めて静川との統廃合の2年生が卒業するまで、そういうことも含めて決定されたんではないですか。いかがですか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

今ご質問がございました静川、西島小学校の安全面の件でございますけども、これにつきましてちょっと説明させていただきたいと思います。

今、教育長が申し上げましたとおり、久那土小の保護者や住民の方々から防災面や校舎の施設面から久那土小学校ではなく、西島小学校の校舎を使用することに納得ができないとのご意見を多くいただいてまいりました。これは先に久那土地区の小中学校および保育園の保護者から統合計画反対署名の提出があった翌日の新聞にも保護者の声として掲載されていたところでございます。

防災面につきまして詳しくご説明申し上げますと、防災面での心配は西島は富士川洪水ハザードマップによる数メートルの浸水が想定されるというものでございます。ただし、富士川から越水するような水害時には事前に児童を帰宅させることになりまして、何よりもこれは西嶋地区の堤防内に大量の水が入ってしまえば、水を注げば何メートルもの浸水になるというふうな想定でございます。この想定は道路との兼用工作物であるスーパー堤防の強度や地区の背後を水源とする昭和川および初沢川の集水面積を考慮したものではありません。

また一方、久那土小学校につきましても学校の敷地の前では、三沢川と樋田川が合流をしておりますけども、洪水予報に関する指定河川ではないために西嶋と違って浸水想定が行われていないという事情がございます。また久那土小に限って言えば急傾斜地の警戒区域となっていて、校舎裏に限れば特別警戒区域になっております。

防災面はそのようなものでございますが、かつての静川、西島の統合等を配慮したことでなくて、これはあくまでも北部学区ということで西島小学校の校舎を使うのが適切であるという判断をいたしました。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

そうすると今の安全面は分かりました。本当に丁寧に説明をいただきまして、ありがとうございます。そうすると、今の計画でいきますと、これはあくまでも過程の話ですが、小学校の統合の前に中学校の統合がありますね。今の計画でいくと久那土中が先に、中学がどうなるか分からないですけども先に統廃合しますよね。そうすると、もし久那土中学校がなくなった場合に、あそこはすごく文教地域としては素晴らしい場所になりますよね。小学校、中学校、校舎が2つあって真ん中に体育館があって、グラウンドが2つあって、川向こうにはもう1つ大きなグラウンドがあって弓道場もあってプールもすぐそばにあって、保育園もすぐそばにある。素晴らしい文教地域になりますよね。そういうことも勘案した場合に、本当に西島小とは比べものにならないような素晴らしい教育環境の学校になると思うんですが、その点、今後状況を勘案して再検討もあるのかどうか、その1点だけお願いします。

今後、そういう状況があり得るわけではないですか。そういうことも勘案して再検討があるのかどうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

再検討というよりは、例えば計画変更とかということでしょうか。現段階で計画変更はまだ考えておりません。今の計画を推し進めていこうということでのいるわけです。今ご指摘の何点かの問題点があることは承知しています。その点については、保護者の方々にもぜひご理解をいただきたいということをお願いをしているわけですが、今、議員さんがおっしゃるように現段階で計画変更はございません。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

あまり時間がなくなりましたので、丁寧な答弁をいただいているうちにこちらのほうも時間配分が難しくなってきましたので次に移らせていただきます。

中学校統合と県教委の中高一貫校計画との関連について伺います。

前回の9月定例会以降、先ほども申し上げましたけども中高一貫校計画説明会、そして峡南地区の高校の再編計画が新聞報道されました。これは本町の中学校統廃合問題に大きな影響を及ぼす可能性が私は懸念されるとも考えています。県教育長の新しい学校づくり推進室の大塚室長にちょっと伺いましたけども、現在の身延中学校の生徒数を基準にして中高一貫校、この推進を図っている。ですから身延中学校の統廃合とは関係ないとの見解はありましたけども、そうはいいってもまだ本当にそういう話が出たばかりで、具体的なものが何も出ていません。私はこの大きな流れの結論が出る前に本町の中学校統廃合計画の最終結論、これを出すのは非常に将来に不安を残すのではないかと、そういうことを感じているんですが教育委員会はそのことに対してどのように考えているか、お答えいただきたい。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

たしかに今、議員さんがおっしゃられましたようにごく最近の動きとして、身延高校を中高一貫というようなことが言われております。新聞報道にもございました。これは連携型ということが頭に付いておるんですけども、そのようなことは承知をしていますし、関係者の打ち合わせ会があったのも事実でございます。

この県から説明がありました中高一貫校の当事者に身延中学校が入っているということでございます。ですが今後われわれが進めようとしている統合計画と県の中高一貫校のこの2つの計画がどのような関連性を持つかということ自体についても、実はまだ分からない状況でございます。したがって今後はこの会議等が行われると思いますが、そのへんを教育委員会としても当然重要なことでございますので、その会議に出席をしていろいろな角度から検討していくということだと思います。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

本当に将来、間違った動きをしてしまって取り返しのつかないことにならないように、ぜひその点だけをよくよく県の動き、また県と話をした中で進めていただきたい。進めるにしても同意がいただけるかどうかちょっと分からないんですが、そのへんをお願いしたいと思います。

7月30日付けで教育委員会からの町民各位の後期統合計画の説明会における意見、要望に関する見解、これが出されました。各地区で行われた教育委員会の説明会では、現時点でこの計画を進めるが状況が変わったら変更・撤回もあると答えております。先ほど同僚議員がちょっとそれに関連した質問をしていましたけども、しかしこの内容では説明会で町民や保護者の意見や考えを聞いた意味がないと。そういう皆さんの意見がございまして、中には保護者、住民の意見を切って捨てたも同然とのそういう文書だというふうにとっている方もいらっしゃいます。その点の見解について、ちょっとお伺いしたい。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

先ほどの芦澤議員さんの質問で答えておりますので、その文面に書いてあるとおりでございます。しかし、これはその久那土地区の関係者により町と教育委員会に出された文書で、町がその皆さまに回答をしたということでございます。この内容うんぬんについて、この場所で明らかにするのはいかがなものかと思えます。議員さんは議員さんなりにいろんな資料等を入手されておると思いますが、私の口からこれ以上のことは申し上げられないと思えます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

先ほど同僚議員の質問の中に教育長の答弁で同意をもらえなければ議会へ提出しないという、そういう文言があったような気がするんですが、その点はこちらも信用してよろしいですね。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

当然、何回もまた地域の説明会で申し上げましたが、PTAあるいは保護者の皆さまの同意というものがなければ議会にも提案をされないだろうと思えますが、それは最終的には教育委員会で決定をさせていただきますので、そのようにさせていただきます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

それでは次に移ります。

私は次に移る前に今まさに環境、統廃合の問題に対して状況が本当に大きく変わろうとしている時期なので、私は今がある意味でもう1回、統廃合問題を一息つくなり、もしくはもう1回考える、そういう時期ではないかというふうに私は考えていますので、ぜひその点も含めて頭の隅に入れておいていただきたいなと思えます。

それから次の質問です。時間がありません。

9月定例会で、教育委員長に中期と後期が一緒になった経過を各学校のPTAに説明すべきではないかというふうに話をしましたが、その周知の状況はどうなっていますか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

中期と後期が一緒になった説明ということでしょうか。後期計画が中期計画を包括しているという内容で説明をしてきたつもりです。前期計画が終わっています。後期計画を立てたわけです。答申にもありますように10年間で、そのときには1中2小という結論でありましたが、とにかく10年間でこの計画を達成するよという答申でありましたので、それに向かっていくところでございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今10年間と言いましたけども、今まで学校、静川の問題に関しても、やはり状況に応じて統合年数が変わったりしているではないですか。ある意味では10年を目標にしているだけの話ですから、10年にこだわらなくても、14年が13年になっても15年になっても私は構わないと思うんですよ。そういうところは臨機応変にやはりやらなければいけないと思いますし、この間、9月の定例会で言ったそういう話も、やはり各PTAのほうにもちゃんとそういう説明をしてやっていただきたいと思います。時間がありませんので、次に移らせていただきます。

学校統廃合問題の最後の質問、矛盾点に移ります。

時間の関係でいろいろ伺いません。1点だけ。学校教育課長は説明会での発言で、統合後の使用する校舎が決定された理由を施設設備、安全面を細かく数値化し、それをもとにして決定したと話されたような私も記憶があるんです。それがどうか分かりませんが、ただ11月13日付けの久那土小中学校および保育園の保護者への教育委員会からの署名提出に関連した回答には、数値化し使用する校舎を決定したわけではありまないとこのように記されておりますが、その点の真意、そのへん本当のところはどういうところなのかお伺いします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

統合したときに使用する校舎を決める際にどのような決定の仕方がいいのかということで、例えば校舎の年次であるとか校舎の広さ、運動場の広さ等、いろいろ交通状況等も勘案してそれらすべてに数値化してポイントをつける、ポイントをつけるということは配点の基準がなければなりませんけども、そのようなことをしても皆さま方のご理解を得られないということで、終始一貫そのような数値化、ポイント化で使用する校舎等を決めたわけではございませんというふうに申し上げてきました。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

だから、そこがある意味で誤解される部分があるのかなというふうに思うんですがね、そういう答え方をしたので。私も含め保護者、住民が、そういうお話をおそらくされているんでしょうけども、そういうことで数値化して決めたんだと。そういうふうに認識しているんですよ。そういうふうにまた考えているんですよ。またそれが1つの不信感につながっているんです

が、今後どうでしょうか。どのように考えていますか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

今後のことでございますけども、今までどおりご説明申し上げてきた後期統合計画に則って学校統廃合計画を進めていくつもりでございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

学校教育課長にいろいろ、これ以上言ってもおそらくお互いに話が食い違って終わりだと思えますのでこれ以上は申しませんが、いろんな部分で随所に不明瞭な点、納得がいかない点が本当にあるんです。そのことが不信感につながっていると私は考えていますし、最初に言いましたボタンの掛け違い、そういうものをやっぱり、もう原点にかえてまず直して、お互い真摯に、保護者の意見を聞いて、また耳を傾けて理解しあう、公平な話し合いを今後進めていっていただいて同意をいただくような努力をしていただきたいし、また保護者の方もその教育委員会の姿勢を受けて自分たちの主義主張をちゃんと話をする、そういう場を設けていただきたい、よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間がありません。次に移ります。

防災無線の告知機、今、下部地区で故障しています。各家庭において防災無線の受信ができない状況になっています。防災無線放送の現状と故障の原因、これをちょっと説明していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（河井淳君）

下部支所長。

○下部支所長（高野恒徳君）

それでは、ご答弁させていただきます。

最初に現在の下部地区の防災行政無線等の施設の整備状況について説明させていただきます。

旧下部町では昭和56年に防災行政無線施設を設置し、屋外のパンザマストを使っての放送と一部の難聴地域と山間地域については各家庭に戸別受信機を設置し、町の放送を行ってきました。この放送施設とは別に、平成4年に下部コミュニケーションテレビの配信事業を行ってきましたので、この有線テレビの線を使って各家庭に音声告知機を設置することで町の放送も行ってきました。故障する前までは防災行政無線施設による無線放送と下部コミュニケーションテレビの有線を使った音声告知機による2系統の機器で放送を聞くことができました。

去る11月1日から、この有線を使った音声告知機での放送ができない状況になっております。直接の原因は不明ですが、状況としましては下部支所に設置のセンター機が故障したことによるものです。この機器は設置からすでに20年経過し補修部品の調達が困難な状況で修理の目途が立っておりません。復旧にはセンター機と各家庭の音声告知機のすべてを入れ替える方法しかありません。音声告知機が使えないことから現在、屋外の防災行政無線の放送と難聴地域と山間地域設置の戸別受信機での放送のみとなっております。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

たしか今、説明にありましたけども、センター機が故障したというのは去年の9月ごろでしたか、1回故障しましたよね。そしてそれが自然に直ったということで、そのときに私はたしか支所長と話をしたと思うんですが、センター機が故障したと。部品がない。そのことに関して「今後どうするんだ」と言ったら「困りました」と今と同じ状況だったんです。「20年も経っているから困っているんですよ、補修部品もありません」と。そのときになんらかの対応を考えなかったのかどうかということと、それからパンザマスト、これは各集落に立っています。しかしスピーカーの方向によっては全然聞こえない。そのことを調整してでもなんでも、やはり聞こえない家庭を把握して、それを調整するというのも1つの方法だろうと思いますし、それから戸別受信機ですね、このこともやはり在庫としてあるもの、またそれからそういうものを有効活用して、今、空き家になって使っていないところとかあるわけです。そういうものをやっぱりちゃんと流用して備えていただかなければいけないと思いますが、その3点についてお答えください。

○議長（河井淳君）

下部支所長。

○下部支所長（高野恒徳君）

当分の間は屋外放送と戸別受信機での放送になりますので、難聴地域の家庭に設置の戸別受信機が使用できませんと情報を受け取る手段がありません。今、優先的に戸別受信機が使えるか、使えないかの調査を行っているところです。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

告知機の故障により防災行政無線が聞こえないということで、これは大変なことだということで私たちも考えております。現在の対応といたしまして、今デジタル化の工事が進んでおります。これにつきまして、今の身延山の鉄塔を建てる準備をしているところでございますけども、これを少しでも下部地区だけ前倒して工事をして、できるだけ早い状況の中で、優先的に下部地区を整備しまして聞こえるように、今の状況だと8月ごろから工事にかかるそうですけども、はっきりしたところでまた告知をしていきたいと考えております。

また非常時につきましては、例えば地震とかそれから災害が発生したときには災害対策本部が設置されます。こういったときにつきましては、下部地区につきましては消防団にもご協力をいただき、消防車両を広報車として地区の巡回周知を依頼いたします。また消防団全域に統一のデジタル無線機が今年度中に配備をされますので、それらを駆使した中で区長さんへの連絡網を検討いたしているところでございます。また地域防災協定に基づき下部地区連絡本部となる下部支所と連携をし防災行政無線での放送する内容、各区長さんを通じ、また区長さんから組長さんへ伝達する連絡網を検討し、もれなく可能な限り短時間で情報が伝達できるよう配慮した連絡網を構築すべく、努力をしているところでございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

万全な体制で臨んでいただきたいと思います。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

以上で松浦隆君の一般質問を終わります。

次は通告の3番、深澤勝君です。

深澤勝君の質問を許します。

登壇してください。

深澤勝君。

○1番議員（深澤勝君）

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は先般執行されました身延町議会議員選挙において初当選させていただき、感激とその重い責任を痛感しているところでございます。選挙期間中に私は定住人口の確保対策の必要性を訴えてきたところでもあります。そこで働き盛りの若者の定住と町外への流出人口の抑制が人口減に歯止めをかけ町を元気にし、活力を生み出す施策の1つと位置づけ定住人口の確保対策である宅地分譲について伺います。

高齢化率が高い本町におきましては農用地の荒廃が年ごとに多く目につく状況でもあり、また廃校跡地等も含め、町土の有効活用の面からも積極的に宅地分譲事業を推し進める必要があるかと思えます。特に4年後の中部横断自動車道の開通を見据えて通勤距離の大幅な拡大が見込まれるところでもあります。さらに町長が提言しております鎮守の森構想の実現に向け、町内何カ所かの適地に鎮守の森を実現しようではありませんか。

核家族化が進む中、宅地分譲事業の推進が活力あるまちづくりの原点であると私は信じているところでもございます。この分譲事業の必要性と今後の取り組み方針について、町長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

今言われましたとおり町長の施策としましては鎮守の森構想があります。いつも町長の口から言われているのですが、昔から鎮守の森は鳥たちがねぐらとして利用しております。日中は森から離れエサを探して飛び回り夜になると戻り、それぞれの家族や仲間たちと安らかな眠りについております。ご存じのとおり今、言われましたとおり中部横断道の利用ができる日が近づいてまいりました。幸い町内には3カ所のインターチェンジができます。また南部インターチェンジと六郷インターチェンジも利用できますので、合わせて5カ所のインターチェンジが利用できます。完成後は地域住民の利便性がよくなり、また今、言われましたように職業選択肢も幅広くなることにより、甲府市や静岡市等に働きに出て夜にはまた町に戻ってきて家族と団欒を過ごすという生活が可能になってまいります。身延町全体をベッドタウン化することが鎮守の森の構想であります。現在ご存じのとおり丸滝地区に宅地分譲事業を進めておりますが、今後の取り組みとしましても点在する町有地を活用した宅地分譲事業を進めていきたいと考え

ております。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

丸滝の様子を見てというふうなお話もございましたけども、どうか積極的な攻めの行政手段を行いまして町長の提言、また中部横断自動車道の開通等、若い世代を呼び寄せる絶好のチャンスと捉えまして検討されたく、来年度に調査費と予算を反映させていただければと思います。

次の質問に移ります。次に身延町丸滝宮の前宅地分譲事業造成工事について伺います。

当該分譲造成工事の工期等であります。現地の看板を見ますと平成25年10月7日から平成26年から3月14日までの約5カ月間の工期となっておりますが、私が一般質問の通告締切日まで何回か現地に出向いて確認をしたところ、当工事現場は休工の状態、現場が動いていない期間がだいぶ長く見受けられましたので、これはなんらかの事情により休工しているのか、または発注した工事分はすでに完了しているのか、そんな疑問を持ち質問をすることとしておりましたが、一般質問通告締切日以後、現地に行きますと現場は再稼働している状況でありますので、長期休工していた事情があればお尋ねしたいと思います。

なぜそんな質問をするかと言いますと工期は来年3月14日まで、まだ約3カ月有余あるわけでございます。工事の内容等を考慮する中で、工期内であっても、特にこの種の工事は早期完成を指導徹底されたく、一日も早く分譲する努力をしてほしいからであります。そして町が投資した金額の早期回収に努めるべきと私は願うところでもあります。

そこでお伺いします。

1点目に過日、議案第93号の中で不動産売払収入が9,543万円の減額補正が提案説明されておりますが、今後の予定としていつ分譲売払する計画であるか確認をさせてください。

2点目は当分譲地は何区画で、1区画の平均的な面積はどのくらいなのか。

さらに3点目に分譲単価等すでに検討されていると思われまますので、その平均単価をお示しいただきたく政策室長にお伺いします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

先ほどの質問の内容でございますが、宅地分譲工事ということで議員さんが見に行ったとき、まだ工事の機械とか入っていないよということでございました。10月4日に議会の議決をいただきまして工事に着手という形で契約等は進めておりました。その後、造成に伴う上下水道の敷設工事の契約および山梨県での工事分の県道市川三郷身延線の道路工事の発注がありました。この宅地分譲に関する工事としまして三者で施工をしております。現状ということで契約後、準備段階という形で測量を行い、現地にテープ等を張り、そして三者で施工する工事箇所の工程会議等をしておりまして、現在におきましては先ほど議員さんが言われましたとおり北側の盛り土部分の搬出および南側の区画部分への残土の搬入作業を実施しております。

分譲する予定時期ということでございますが、平成25年度内という形で分譲計画をして行ってまいりましたが、先々日も説明させてもらったとおり開発行為の許可申請にあたりまして協議に時間を費やしてしまったということによりまして工事の発注が遅くなったため、造成

工事の完成予定が平成26年3月ということになってしまいました。このことによりまして平成25年度中の分譲ができなくなってしまったということで予算も減らさせてもらっております。今後、平成26年度の早い時期、4月早々という形で分譲を行う予定で今、計画をしております。

また区画数につきましては19区画でございます。平均面積は約350平方メートル、106坪という予定でございます。分譲単価でございますが、これまでかかった跡地購入費用、工事関係費、そしてあと地下調査基準価格等を勘案する中で、目的であります定住促進を念頭に煮詰めていくということでありますので、チラシを3月中には出したいという計画で考えておりますので、その前には皆さまにお示ししたいということであります。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

今後、分譲する計画でございますが、26年度の4月、早いうちにとということでございますが、4月になりましたら早急に分譲の手続きができるように頑張ってください、こんなふうに思います。

私は不動産売払収入を全額補正して、年度内に分譲できないのが非常に残念な思いであります。工事的経過日数は全体の40%が経過しました。まだ60%が残っている状況の中で現在の工事の進捗率はどのくらいでしょうか。また年度内に分譲しかねる原因はなんであったでしょうか、お聞かせいただきたいとします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

工事の進捗状況でございます。12月5日現在でございますけれども、造成工事につきましては7%、上下水道工事につきましては12月中は準備工ということで部材の調達を現在しておりますということございまして、現場での着工は年明けになるということで聞いております。

工事の完成時期の遅れということで、先ほど開発行為の許可申請ということで協議、時間を費やしたことで入札が遅れたということでございますけれども、具体的には分譲予定地の東側ということで、町道の横に側溝が付いておりまして、これが使えるだろうという形で設計段階ではいたんですけども、県と協議をする中で新たな基準に基づき大きな側溝に造り変えなさいというような指示がありました。また北側の区画に出入りするために道路を新たに敷地内に造りなさいということがありまして、設計のほうで直す必要が発生したということで開発行為の許可申請に手間取ってしまったということが大きい原因となっております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

造成工事進捗率が7%という説明がございました。すでに工事的経過日数は40%を経過しているわけですので、来年度の4月早々、分譲するためには相当頑張ってくださいと目的が達成できないだろうとこんなふうに考えられるわけですので、そのへんをしっかりとわきま

て工事の進捗に努力をしていただきたいと思います。

次に消費税率は来年4月から8%に値上げをされるわけですが、この消費税は賦課されないという理解していますがよろしいかどうか。また現場の管理監督はどの課が担当しているのか、この2点お伺いいたします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

今、おっしゃいましたとおり平成26年4月から消費税が上がるということでございますけれども、宅地につきましては消費税は影響がないということでございます。

そして管理監督につきましては、うちのほうで関わっている課、政策室、建設課、環境下水道課ということで3課、そしてあと土地対策課も関わっておりますけれども主に現場での監督につきましては建設課にお願いしてあります。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

ありがとうございました。次に移らせていただきます。

最後に私は分譲単価の割引制度について、提案をさせていただき終わりたいと思います。

働き盛りの人や子育て世代の若い人たちが本町に定住されることは町民等しく歓迎し、また望むところであろうかと思えます。そこで若い世代が分譲地を買い求めやすくする手法としていくつかの条件を付加する中で、その条件をクリアした人には分譲単価を割り引く等により買い求めやすい制度の構築を検討されたらどうかと思えます。そして町内外から定住者の確保対策につなげる等、話題性を全国に発信し若者にやさしいまちづくりを提案させていただきまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

以上で深澤勝君の一般質問は終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後1時00分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の4番、渡辺文子君です。

渡辺文子君の一般質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は3点について、質問をしたいと思えます。

まず1点目です。1点目は、身延町立小中学校後期統合計画についてということで質問をさ

せていただきます。

今回、町議選にあたって町内いろんなところに行って、今問題になっているこの統廃合計画、これについて多くの皆さんの声をお聞きしました。学校が1つなくなる下部地区はもちろんなんですけども身延地区、中富地区でもやっぱりこの広い身延町で1つの中学校、3つの小学校で本当にいいのか。身延地区では身延地区に学校がくるといことなんだけども、やっぱり町の将来を考えたときに本当にそれがいいことなのかということで、やっぱり学校は、教育というのは本当に大きな問題で特に学校統廃合というのは町の将来を決めることなので、この1中3小に対して疑問を持つというお話しも伺ったり、それから中富でも特に中学校が遠くなってしまおうということで反対をしている方たちがたくさんいました。今までの同僚議員の質問の中で、教育委員会で反対の意思を表明しているのが古関と久那土の一部の人たちみたいな答弁があったんですけども、その認識、私ちょっと違うんじゃないかなというふうに思うんですね。学校統廃合というのは本当に当該するその地域だけではなく身延町全域のことでみんなが心配をしているし、みんなが考えている、そういうふうな認識で私はいるんですね。そういう意味で、先ほど答弁であったような一部の久那土や古関の保護者たちの反対というような認識は私はちょっと違うんじゃないかなというふうに思いますけども、それについてどういうふうにお考えなのか、そこのところをまず最初に確認をしたいと思います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今回の後期計画を進めるにあたりましては、先ほどの議員さんのお話にもありましたように23回にわたる説明会等でいろいろなご意見も出ておりましたし、それには各地区のいろいろな意見が出ておりました。だから議員さんが今おっしゃっているのはそのようなことだと思います。古関あるいは久那土地区については、反対の署名を届けられたということがありましたからお話を申し上げたわけですが、当然いろいろな意見があっても当然だとこのようなことは思っております。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

そういう中で町の行政、教育委員会もそうなんですけども、こういう方たちの意見、思い、そういうものが施策に反映できないというところが、私、問題ではないかなというふうに。特に教育委員会というところがなんかそういう意見を出しても修正する状況にはないとか、全然そういう町民の声が反映されないような、そんな行政でいいのかと思うんですけども、その中で町民の中でこれ以上言っても無駄ということで、とても1中で、身延中まで通わすことができないということで転出をしてしまったり、引っ越しを考えているということがこのところちょっと多く出てきたような気がするんですね。選挙のときにもそんな話をあちこちで伺ったんですけども、そういうようなことをきくと把握はされていると思うんですね。その中では教育委員会のほうにもそういう話をしたという方もいらっしゃったので、そういうことに対して教育委員会はどういうふうなお答えをされたのか、そのことについてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

具体的に例えば六郷のほうに行くとかという、個人的なこととかはちょっと私は承知しておりますが、ただ先ほども言いましたように説明会の折にいろんな意見が出る中で、そのようなことも出ておりました。これは確かです。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

やっぱり具体的にそういう計画を立ててしまっ、実行してしまっているという方もあるということをお聞きして私もショックを受けたんですけども、そういう反対の声を少しでも聞く耳を持つ、そういうところがないから、そういう思いが伝わらないんだっ、みずからそういう行動をするしかないというふうに思われてしまったのかなと思うんですね。行政ってそういう、全然住民がこういうことを望んでいるという思いが分かっているながら歩み寄る姿勢がない、こういう行政で果たしているのかなと思うんですけども、この第1の質問で多くの意見を反映するののかということ、そして反映できないのはどうしてなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、申しましたように説明会等で計画に反対をするという声があることは承知をしております。今言ったとおりです。今議員さんがおっしゃるようないろいろな意見があるという中で、逆に、では例えば広く住民一人ひとりの意見を反映させるということはどういうことでしょうか。これは例えば、いろんな要求を直接請求するか住民投票とかいろいろなことはあるでしょうが、しかしこれとても本来、議事機関であります町議会という組織があるわけでございまして、これを補完する作用でしかないと考えます。議会議員は直接住民の、当然ですけども公選によるとされておるわけで、議会において住民の意思を行政に反映する仕組みになっております。反対する多くの意見があったということですが、渡辺議員さんには大変失礼でございますが、広く見聞きをした町民の声に基づく具体的な、施策を提案していただきたいというように私は思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

反問権だと思います。私が質問しているんですけども、どうして地域の人たちや親たち、これだけ反対の声が多いんでしょうか。やっぱり不安や不満というものが解決されないからではないですかね。そういうものを一つひとつ教育行政に携わる人たちは答えていって、その不安を解消したり、不満を一つずつ解決したり、そういう努力をしてはじめて信頼関係は生まれるし、計画というのは実現できるんじゃないかと私は思うんですけども、その姿勢が全然なくて、ただご理解をしていただきたい、その一点張りですよ。ご理解といっても結局、自分たちが思うようにするから言うとおりにしてくださいということとしか私は思えないんです。そ

ういう親たちの不安とか不満とかに本当にお答えになっているんですか。今までの論議を聞いて、そういう一つひとつに丁寧に答えるような教育委員会の姿勢がないから地域や保護者や、そういう方たちの信頼関係が構築されていなくて、やっぱりこのままだとこの町を出て行ってしまうような結果になってしまうと思うんですね。そういう混乱を私は引き起こしている張本人ではないかなというふうに思っているんですけども、それについては保護者や地域の人たちの不満とか不安とかそういうものに対して丁寧に1つずつ時間をかけて、もちろん期日はそちらのほうで決めたものですが、だからといってそれに答えなくて、ただご理解をということを進めていいということはないと思うんですね。それについてはいかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今のお話しにありました期間につきましても、先ほどの議員さんからの質問にも答えたように当初からの10年という区切りをもって計画期間としているわけです。私どもが勝手に決めたわけではないんですけども、そして賛成の意見、あるいは反対の意見、当然あるでしょうが反対の意見ばかりではないわけですね。だから当然、賛成の意見に対してどのようにするのかということも当然考えていかなければなりません。私どもとすれば計画をお示したわけですから、これで何回も申し上げておりますように、保護者の皆さんにぜひ同意をいただきたいという説明をしております。同意ができないということもことによるとあるかもしれません。それは今後のことですから分かりませんが、そのような状況になろうと思います。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

計画は10年で、そういうスパンで考えているかも分からないけども、中学校を1校にすると住民の皆さんにお示しして、具体的に1校にするまで2年とちょっとしかないですよ。その中で本当に住民の皆さんの理解が得られている、得られるはずだというふうにお考えなのでしょうか。

それともう一つ、もちろん賛成もあります、反対もあります。けども1回、廃校になった学校ってもう二度と戻らないんですよ。だから反対をする人たちの意見もちゃんと丁寧に聞いて取り返しのつかないことをしないように丁寧にやっぱり理解してもらうように働きかけるのは当然ではないですか。それはもちろん賛成も反対もありますよ。けど1回やってしまったら、もう元には戻らないです。そういう大きな問題なんだということだと思っただけなんです。賛成とか反対とか、ただあるということではなくて、そここのところの認識が私、ちょっと欠けているのではないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お話でございますけども、先ほど議員さんにお答えしましたように、この計画を進めるということは重大な決意を持っております。町の、あるいは教育行政の今後を左右する大きな問題だと当然捉えております。したがって、いろいろな計画づくりにも時間を要しましたし、ここへきて計画ができたのでお示しをしたという段階にきております。ご意見は23回の説明

会でお聞きをしております。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

先ほどの質問に答えていただきたいと思うんですけども、計画を立てるまでに時間がかかったと。だけでも住民に1中になると示したのは1中になる予定から2年とちょっとしかない。そういうことで理解を得られると思っているのかということと、それから1回、統廃合してしまっただけで廃校にしまったらもう元には戻らない、そういう大きな問題なんだとの認識があるかどうかという、この2点についてお聞きをしているんです。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

当然、認識はいたしております。2年、今もう25年も終わろうとしております。平成28年の4月には中学校を統合しようという計画を示しているわけです。ですのでこの前、PTAの皆さんにお示しをしましたように、この各PTAでは同意をいただきたいというお願いをいたしました。したがって各PTA、あるいは保護者の方たちはそれなりの動きを今後なさると思います。いろんな意思表示がそのへんで出てくるんだろうと、そのように思っております。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

何回質問しても的を射た答弁が返ってこないんですね。最初に質問をした、さっきおっしゃったように、なんか私が偏っているようなことをおっしゃいましたけども、全町的にいろんな方からご意見、もちろん賛成の方もいらっしゃいましたけども、やっぱりこの町の将来を考えるときに本当にこれでいいのかなと、私も皆さんのご意見を聞いてそう思ったんですね。それから保護者の不安とか不満とかそういうものに私、きちっと教育委員会は答える必要があるんじゃないかと思うんですね。ただ、この前の久那土地地区の保護者会の返答にもあったように、そういう修正をする状況ではないということ、そういう人たちの思いとか願いというのを本当に聞き入れるという気持ちもないというか、そういうことが本当に教育に携わる教育委員会の手法として許されるのかなというのを私すごく感じたんですね。やっぱりそこところは丁寧の一つひとつ解決していく姿勢が教育委員会に求められているんじゃないかなというふうに思うんですけども、それについては今までどおりそういうものに対しては修正するつもりはないから聞き入れないということで進んでいくおつもりでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

聞き入れなくて進んでいくということは申しておりません。お聞きしております。しかしながら私どもの計画を変更するのに値する状況ではないという理解でございます。

それから先ほど、私ちょっと間違ったことを言いましたので訂正をさせていただきますが、23回と申しましたが22回の誤りです。失礼しました。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

例えば署名にしても重く受け止めるというだけで、口ではそういうふうにおっしゃっているけども、実際に行動はそうではないということで、だからやっぱり保護者の方たちが怒っていると思うんですね。計画の修正、再提案を考慮しなければならない状況にあります。いろんな意見が出て、22カ所もご意見を聞いて、そしてこういう署名も受けたり、いろんなことを受けても、そして署名も重く受け止めながらも考慮しなければならない状況にはないという判断というのがよく分からないんですけども、重く受け止めるんだったらやっぱり丁寧に、疑問や質問に答えていくような姿勢を示すべきではないかなと思うんですけども、重く受け止めながら全然、その意見は聞かないよと私には思えるんですけども、これについてはどうでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

先ほども申しましたように重くは受け止めております。しかしながら私どものなそうとしている計画を変更する状況にないということです。私たちの狙いとする、この統合計画の狙いにつきましては、この計画書にあるとおりいろんな方面から検討を加えております。したがって今言いましたように、そのような状況にないという判断をしているわけです。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろんいろんな方たちのお力で、この審議会の答申も出たり、計画も立てたと思うんですけども、でも一番大事にしていかなければいけないのは、今いる住民や保護者の皆さんの声ではないですかね。どういうふうにしていただきたい、どういうふうにしてほしいと、やっぱり子どもたちのことを考えてやるんだったら、子どもたち一人ひとりいろんな状況や環境とか、いろいろありますよね。そういうものを、親たちは不安とか不満とかを持っているわけですから、そういうことが一つひとつ解決していけば不信感というか、そういうものは少しでも解消されるんじゃないかと思うんですけども、言葉では重く受け止めるというところも、実際やっていることは重く受け止めるんだったら、もっとちゃんとした対応をすべきだと思うんですよ。そこのところがないから、本当に重く受け止めるという言葉どおりなのかというのをちょっと疑ってしまうんですけども、あと本当に教育委員会の姿勢は、子どもたちのためと言いながら、困るよ嫌だよという保護者や子どもたちに対してご理解をしていただきたいの一点張りで、そういう行政手法をこれからも続けていくつもりなんですか、そこのところを確認したいと思います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

先ほども触れましたけれども、これからの段取りになるわけですけども、保護者の皆さんの同意ということが必要になります。同意をいただけるところ、いただけないところ、あるかも

しません。その状況で教育委員会では最終的に判断をさせていただくと、これは前にも何回か申し上げておりますけども、そのような状況になるわけで、あくまでもその地域の皆さん、保護者の皆さまの意思が決定をすることだと思っております。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

今までの答弁の中で、私が保護者に責任を押し付けるべきではないという質問をしたときに保護者は選択できると。押し付けているわけではない。保護者は選択できるというふうにおっしゃったんですけども、例えば不同意という選択をした場合、それを選択し続けるということができんでしょうか。選択をして、それがし続けることができるんですか。それについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

教育委員会とすれば、保護者の方たちに同意をいただきたいという意思表示をしております。そこで保護者の皆さんが同意はしないという、これは意思表示だと思うんですね。そのことでしょうか。それはそういう意思表示もあろうと思います。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

あろうと思いますということで選択ができるという答弁だと思うんですけども、今までの前期計画にしても、本当に今まで保護者の方たちが選択できたのかなと思ったときに、なんか同じような手法でやられてしまうような気がして、本当に選択できるのかなということを私は危惧をしているんですね。今までの前期計画で3校、統廃合をしましたが、最終的に保護者に責任を押し付けられて、保護者は地域との板ばさみとか、それから同じ保護者会とか、そういうところの軋轢とか、そういうことで苦渋の選択をせざるを得なかったという現実が今まであったと思うんですね。本当にそれが自由に選択ができてやったものとは私は認識していないんですけども、そういうことはなくて今回はきちっと自由に選択ができて、それが押し通せるということで理解をしてよろしいんでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

選択するのは自由でございます。しかしながら、その段階で教育委員会とすれば、その結果を得て最終的に判断をする。判断をするというのは次の段階に行くのか、要するに議会のほうへ提案するという段階になろうと思いますけども、それについて教育委員会として判断をするということになろうと思います。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

なんか的を射た答弁ではないんですけども、とりあえず時間もないので次にいきたいと思

ます。

前の一般質問の中で、子どもたちが少なくなったから統廃合を繰り返していくということではなくて、子育ての環境づくりということをきちっと位置づけてやるべきだということの答えで、子育ての環境づくりのため、産婦人科や小児科の整備や若者世代向けに低価格住宅などを検討するというふうにお答えに、政策室ですか、前の政策室長でしたけどもお答えになったんですけども、具体的に検討というのは現時点でどのようにされているのかとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

定住促進に絡むことで答弁を当時していたと思います。現在の状況を申しますと、町内におきましては産婦人科を設置しているところはありません。また小児科医につきましては身延山病院と下山医院の2カ所で受診ができる状況でございます。また飯富病院につきましては看護師の不足ということで、小児科の受け入れが困難になったということで4月から中止になっておる状況でございます。それにつきまして飯富病院の小児科の受診が再開できますように努力をしている状態でございます。

また低価格住宅の検討ということでございましたけども、その当時もちょっと述べておりましたが、需要と供給の問題とか、あと民間業者との競合問題等を考える中で検討するというような答弁をさせてもらっているのですが、現状、需要と供給の問題、やはり民間業者との競合問題等を考えるということで、努力をしていくということで答弁をさせていただきます。

また県議会のほうで一般質問のことが新聞記事に掲載されておりました。産科医確保の取り込みの質問ということで、県におきましては身近で出産できる環境の整備に向けて産科医確保に努めているとの内容でございました。町としましても県の動向を今後も注視をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

町として独自に、きちっと子育ての環境づくりというのがなされていない、検討はしているけども、具体的に歩き出していないと思うんですね。いつまでも検討していたでは本当に今までと同じことの繰り返しだと思うんですね。特に産婦人科のことについても、小児科のことについてもやっぱり町内に病院がありますし、公的な病院もあります。大変だからこそ、医師もなかなか確保できないという状況があって県も苦慮していると思うんですけども、だからこそ、この過疎地で大きな、ここに産婦人科があったり、小児科があったりするということが、本当に子育てには一番いいことだと思うんですね。よそで駄目だったら本当にこういうところに光を当てて、子育てするんだったら身延町でぐらいに本当に積極的な努力をしないと、これは無理だと思うんです。今までのようにほかの病院頼みとか、県のそういうもの頼みとかそういうことだったら絶対切り開いていけないと思うし、積極的に本当に切り開くというような決意でやっていただかないと、こういうところにお金をかけるんだったら私、町民は賛成してくれると思うんですね。

実際問題、私も甲府で3人の子どもを産んだんですけども、行くまでも大変だし、だから本当に身近でお産ができるところ、それから子どもが熱を出しても遠くまで行かなくても済むようなところ、そういう基盤整備をきちっとやっぱり積極的にするということが少子化対策にしても若者定住にしても効力を発揮するいいチャンスだと思うんですけども、困難だからって背を向けていないで私は積極的にこれに関わっていただきたいと、いつもそういうふうに思っているんですけども、なんか進展がいまいちないような気がするんですね。それについてはいかがでしょうか。そのことについて。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

子育ての環境づくりのため、産婦人科、小児科の整備、これは非常に重要なことだと福祉保健課でも考えております。まず産婦人科についてであります。県内で分娩を取り扱うことができる医療機関7病院、8診療所の合計で15施設あります。医療圏別にいきますと中北医療圏に11施設、助産所が2施設、峡東と富士東部に各2医療機関がありますが、峡南の医療圏にはご承知のとおり1施設もありません。産婦人科の設置には診療に必要な設備機器の問題、それから一番重大な従事する医師、それから出生数の減少、これらのことを考えますと町単位での整備というのは非常に難しいなと考えています。それでこれらについては県全体、または広域で検討整備していただく診療科目であると考えています。

県では分娩等を取り扱う医療機関、特に妊娠満22週以後、生後1週間未満の期間を扱う周産期医療にかかる人的・物的資源を充実し、高度な医療を提供する体制を整備するために県立の中央病院を総合周産期母子医療センターに指定し、山梨大学医学部附属病院などの5医療機関を地域の周産期母子医療センターに認定しています。これらの医療機関に峡南地域をカバーしていただいている状況であります。

またこの周産期医療体制の整備の中で産科セミオープンシステム、これは地域で健診等をして出産は病院でというようなシステムなんです。県の医務課や山梨大学医学部が主体となって平成27年の4月、峡南地域への制度導入に向けて医療機関の選定、それから医療従事者や機器整備について、これから協議検討を進めていくということで聞いております。

次に小児科診療についてであります。保護者の不安解消と患者が集中する病院の小児科医の負担軽減等を目的としまして、県と町が共同で初期救急医療センターと入院治療が必要な患者に対応する小児二次輪番病院を定めて休日・夜間の小児救急医療の体制を取っています。また夜間における子どもの急病に関する相談対応のために「小児救急電話相談」も開設しているところであります。

小児救急患者の受診状況でいきますと、軽症の患者が重症患者を扱う医療機関を多数受診している。また軽症患者が簡単に夜間・休日に救急外来を利用する者や朝から子どもが具合悪いのに昼間でなくて夜間救急を受診する、そういうようなケースも増えているというようなことも聞いています。救急医療機関の適切な利用については当然、保護者への啓発が必要であります。保護者にしてみると重症、軽症、この判断は小児専門医に診てもらって初めて分かることで、結果が出るまでは保護者の不安は非常に大きいものだと思います。このようなことを踏まえ、まずと住んでいる地域に身近に受診できる小児科、これはたしかに必要で子育て支援の環境づくりの上でも大きな要因であると考えております。身延町の小児科診療に関する、まず喫

緊の課題としては今年4月から休診になっている飯富病院、こちらで小児科受診を再開する、これが一番の課題だと思ひまして、今、飯富病院との調整、それらに努力しているところであります。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろん1つの町だけではとてもできないというのは分かっています。でも幸い、ここには公的な病院である飯富病院があるわけですから、県にも力を貸していただいてセミオープンシステムというのも私、過渡期でいいかも分からないけども、峡北地域で断られたというのがやっぱり負担は多いけども、なかなか患者というか妊婦さんのニーズに応えることができないというところで、どこもみんな断ったのかなという思いがあるんですね。だからそれは十分する、しないは別にして情報を私たちにも伝えていただいて、今後論議していかねばいけない問題ですけども、やっぱりこの町、峡南地域にとってこういうことは本当に必要なことなのでぜひ、ただ検討ということで、ずっと検討検討ではなくて具体的にさせていただかないと、なんか本当に子どもたちいなくなってしまうような気がするんですね。そういう意味ではぜひ早急をお願いしたいと思ひます。

それと次、中高一貫教育と統合計画の影響はということで先ほどの同僚議員の一般質問にもありました。中身がなかなかよく分からないという部分もあるので、ちょっとこの影響についてどうなのかということでお聞かせいただきたいと思ひます。あるのか、どうなのか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

私も町立の小中学校の統合を進めております。県は身延高校に連携型の中高一貫教育ができないかということを探っておるわけでありまして。会議は1回ほど行われましたが、これからどうなるかはっきり言って分からない状況です。影響といっても当然、中学校の生徒が高校へ行くわけですから、その部分は影響が出るわけです。したがって、先ほど議員さんのお答えにも申し上げましたように、これは参画をしてみたいんですけども、現在のところ、どのようなという部分はまだ言えない状況でございます。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

私も説明会に参加をしたんですけども、なんか連携型の中高一貫で本当に意味があるのかなということを感じたんですよ。なんか国の適正規模というのは40人だと国の補助金を受けやすい、この程度が適当ではないかということで40人にしてみたいな。なんかよく分からなかったような説明だったので、これからそれに加わって話し合いがあると思うんですけども、住民の皆さんの声をたくさん聞く中で、いろんな判断をしていただきたいと思ひます。

それについては教育委員会ではどうするということも言えないと思うんですけども、少なくとも住民の皆さんのご意見を聞くということは約束をしていただきたいと思ひますけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

議員さんのおっしゃっていることは最もだと思うんですが、実はまだそんな状況にないんですね。だからとにかく県の考えていることも、今、私どもがちょっと図りかねている段階もありますので、議員さんのご意見は承知しておりますけども、今後教育委員会としてどのように対処していくかはいずれ今後ということで、今の段階はそこに置いていただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。2点目。身延乗り合いタクシーについて質問をさせていただきます。

この平成20年10月から身延エリアの1号車、2号車、平成21年10月から下部エリアの3号車、中富エリアの4号車と運行をし、大変乗り合いタクシー助かっているという話をお聞きしています。喜ばれているという話も聞いています。そういう反面、もう少し利用をしやすいしていただきたいという声をたくさんお聞きしているんですね。例えば下部エリアは1台なので南部と北部に分かれていて利用しにくいということで、それで久那土、古関から下部のゲートボールの大会に行けないとか、下部地区から身延山病院、総合文化会館や図書館にも行けない。それから西嶋から役場に行けないというような声も聞いています。そのところ、北部と南部に分けられているためだと思うんですけども、これの解消をしていただきたい。例えば市之瀬と境畑の間が境界線になってしまって北部と南部に分かれてしまっていて、それを跨ぐことができないということで不便をされている方もいらっしゃるんですね。そういうような声とか、それから前回この質問をしたときに町内24集落にこの乗り合いタクシーが行っていないという話をお聞きしました。その下部地域で11集落、それから中富地域で4集落、身延地域で9集落ということでその方たちのお話も伺っているんですけども、かえってなんか交通の便がいいところに行って自分たちみたいな山の中には来てくれないということで、すごく不満もあって皆さん不便な生活を抱えて早く来てほしいというような思いがたくさんありました。これについて運行拡大についてと、それから24集落をどのように検討をされるのかということで伺いたいと思います。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

身延乗り合いタクシーでございますが、先ほど議員さんも言われましたとおり平成20年10月から、身延地区に2台導入をしたのが始まりで翌年の21年10月につきましては中富地区、下部地区という形で導入をして現在に至っております。当時、運行地域を決めるにあたりましては、やはり地域の声を聞きながらということと同時に道の状況等を鑑み、車が行っても車が回転する場所がないというようなことから、行けない場所も当時ありましたが、そうはいっても身延乗り合いタクシーを始めたほうが良いではないかということで始まったと思っています。

運行地域の拡大でございます。まず今、言われました下部が2つに分かれているということでございますが、これにつきましては現在、町のバスが地域の、昔からの、合併する前から運

行しておるといふことと民間業者が入っているという形で、やむなく1台でまわしているというのが始まりでございます。実際、拡大ということで今、検討をさせてもらいましたのが下部地区の南部地域ということで常葉地内までございました。皆さんの声を聞いたところ、もう少し延ばしてくれたいではないかということ聞きまして、実際に運行に携わっておりますオペレーターさんとか運転手さんから利用状況や、あと現場状況を聞き取る中で検討をしてみましたところ、少し先の長塩集落につきましても利用は時間的にも可能であるというような回答をいただきましたので、今月から試験的に長塩集落まで延ばしております。また身延地区の大島、そして清子方面から飯富方面まで来るタクシーにつきましても途中、身延地区という形で限ってございましたので、波高島地区を通っておりますけれども波高島地区の利用の皆さんにニーズの声があったということで、今月から同じように試験的という形で実際に運行を始めております。これには、本格的運用につきましても身延町地域公共交通活性化協議会というところで意見を聞きながら、運輸省のほうへ運行計画を出していくということになりますが、試験結果を見ながら早急に本格的な運用が図れるようにしていきたいと思っております。

また全般的な、先ほど言われました24集落に行っていないということでございます。やはり交通事情等ありますが、実際5年前と状況等が変わっているところもあろうかと思っておりますので、実際私自身も歩いてみまして精査していきたいと考えております。

今後、皆さんのニーズに対応するということは大変難しいんでございますが、町営バス等の乗り継ぎ等を研究してみたいと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

すごく前向きな答弁でありがたかったんですけども、やっぱり住民の皆さんのニーズに応えていただけるということは、住民の皆さん本当に期待しているし、声を出せば変わるんだということで本当に喜んでくれています。今まで長塩から飯富のほうに来られるということで買い物もできるということで、試行運転だということだけでも皆さんにお話をしたらとても喜んでいました。

それから私も、波高島がまさか大島のほうから来る車に乗れないとは思わなかったんですけども、夕方、波高島のおその橋を学生が寒そうな格好で歩いているのを見て、こういうところにあればいいのになというふう思ったんですけども、今度は波高島からも乗れるということで、ぜひ試行運転とはいっても利用を皆さん待っているの、ぜひ宣伝というか広く広報していただいて、皆さん待っていると思うのでぜひ知らせていただきたいと思っております。

それから24集落、私も身延地区の桜井というところとそれから上伊沼とか、本当に道が狭くて大変だなと。きっと運転手さん大変な思いをして行くしかないんだろうなと思ったところでも病院の車は行っているし、デイサービスの車も行っているわけですから行けないことはないの、大きな車ではなくて、人数もそんなにいるわけではないので小さな車で行けるような形となるべく、この24集落を少なくするような努力、前回の答弁でも町長に最後にお尋ねしたときに24集落、いつまでも行かないわけではないというふうにおっしゃっていただいたんですけども、ぜひこれは皆さん待っていらっしゃって本当に不便な生活をして、買い物も荷物を背負って押し上げなければいけないんだということをおっしゃっていたので、ぜひこれはなる

べく工夫をしていただきたいと思いますけども、大体どのような予定でこれを考えればいいのかということで、皆さん待っていると思うので具体的にはならないかも分からないけども、予想というか、できればちょっとお示しをしていただければと思うんですけども。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

先ほども言いましたように、24集落につきまして私の足で行かないとやはり現状が把握できませんので、再度なるべく早く現地へ行って確認をしながら、そしてやはり運転手さんとオペレーターさんが一番大事だと思っていますので、意見を聞きながらできるだけ解消していきたいと思っております。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

オペレーターさんたちも運転手さんたちも、本当に皆さん困っている様子をよくご存じで、いろんな声も聞いていらっしゃるんですね。そういう意味では早く現地へ足を運んでいただいて早く実現できるようなことでぜひお願いしたいと思います。

時間もなくなったんですけども3点目、介護保険制度について質問したいと思います。

厚生労働省は11月14日、150万人が認定を受ける要支援向けの介護保険サービスを廃止し、市町村の事業に全面的に移すとの方針を撤回する考えを社会保険審議会、介護保険部会に示しました。要支援者への保険サービスの全廃を撤回したことはサービス切り捨てに反対する世論と運動に押されたものでした。介護サービス費用の4割を占める訪問介護やリハビリについては引き続き介護保険によるサービスを継続する一方で、訪問介護と通所介護についてはあくまで市町村に移管するとしています。

本町においては要支援者1、2の数がどのくらいなのか。そのうち訪問介護と通所介護、どのくらいの方たちがサービスを受けているのかということで数字をお知らせください。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

平成25年の11月の数値でお示します。

まず認定者数ですが要支援1、62名。要支援2、106名。合計で168名です。それで居宅の介護予防サービスを受けている訪問サービスですが43件、通所サービスで84件、1カ月の利用の件数であります。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

ほとんどはその要支援1、2の方たちが訪問介護と通所介護を受けているということで、これを今まで保険給付でやっていたものが段階的にですけども市町村に移管されるということで本当に介護保険の改悪ではないかなと思うんですけども、これはまだ一応、示されたということで、私、審議会の議事録もちょっと読ませてもらって、まだまだ審議の途中でこれから決まるんですけども、最初に要支援1、2の人たちの全廃をいろんな反対運動があって撤回をした

という経緯もありますので、ここでまだ決まっていないうちに反対の声を挙げるということが大切ではないかなというふうに思うんですね。全国町村長会議でも全国一律のサービスができないということで、国の責任で全国一律のサービスをするようにしろという決議を挙げたということが新聞記事に載っていたんですけども、それと一緒に町からもそういう声を挙げて、こういう最も予防をきちんとなしと、あとの介護保険の、介護1とか2とかになりますので、そのところをきちっと給付を継続するということがその人たちがその地域で生きていく上にも大切だと思うので、この声をぜひ町としても私は挙げるべきだと思うんですけども、それについて町長いかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

今、議員さんがおっしゃったとおり、これは審議中だということで町長にも私のほうからそのような内容等について伝えてありません。この内容は明日、県で介護保険部会で検討している素案、それらの説明会があります。それを受けて町でも協議検討等を進めていかなければならないと思っておりますが、議員さんが今おっしゃられたとおり自治体の財政力とか等によってサービスにバラツキが出たり、また国が一律でやっていたものが市町村間で格差が出る、これは非常に問題なことだと思います。いずれにしましてもこれらの素案等が示されましたら、よくそれを斟酌しながら対応していきたいと考えております。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。ぜひ説明が明日あるということで、これについてはまた詳しい状況を教えていただいたり反対の声を挙げることをぜひしていただきたいと要望して私の質問を終わります。

○議長（河井淳君）

以上で渡辺文子君の一般質問は終わります。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

○議会事務局長（中村京子君）

それでは相互にあいさつを交わし、終わりたいと思います。

ご起立を願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時00分

平成 2 5 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 2 日

平成25年第4回身延町議会定例会(3日目)

平成25年12月12日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 付託議案に対する委員長報告
- 日程第2 提出議案に対する質疑
- 日程第3 提出議案に対する討論
- 日程第4 提出議案に対する採決
- 日程第5 委員会の閉会中の継続調査

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	深澤 勝	2番	赤池 朗
3番	田中 一泰	4番	広島 法明
5番	柿島 良行	6番	芦澤 健拓
7番	松浦 隆	8番	福與 三郎
9番	草間 天	10番	川口 福三
11番	渡辺 文子	12番	伊藤 文雄
13番	野島 俊博	14番	河井 淳

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(19人)

町	長	望月仁司	総務課長	笠井一雄
会計管理者		樋川信	財政課長	笠井祥一
政策室長		佐野文昭	町民課長	遠藤基
税務課長		村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長		高野恒徳	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		佐野昌三	建設課長	竹ノ内強
産業課長		千頭和勝彦	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		高野博邦	環境下水道課長	深沢香
水道課長		遠藤庄一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。

相互にあいさつを交わし、始めたいと思います。

ご起立を願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

議事に入る前に、本日の定例会に望月教育委員長と鈴木教育長が諸般の都合により欠席との報告がありましたのでご承知置きください。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 付託議案に対する委員長報告を行います。

教育厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、芦澤健拓君。

登壇してください。

○教育厚生常任委員長（芦澤健拓君）

教育厚生常任委員会審査結果報告書。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（河井淳君）

教育厚生常任委員会委員長の報告は終わりました。

日程第2 提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

議案第81号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

今回の税条例の一部を改正する条例なんですけども、これは金融商品に投資しやすい条件整備ということなんですけども、大体、本町におけるどのくらいの方たちがこれに当てはまるかどうかということではちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

税務課長。

○税務課長（村野浩人君）

お答えをいたします。

25年度は今からの申告になりますので、何人いるかは、はかれないんですけども、昨年度、24年度の申告を見ますと本町には48名の申告がございました。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はございませんでしょうか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終わります。

議案第82号について、質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終わります。

議案第83号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終わります。

議案第84号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終わります。

議案第85号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終わります。

議案第86号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

野島俊博君。

○13番議員（野島俊博君）

13ページの2款1項1目18節ネットワークスイッチについて導入の理由、なぜ今なのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

備品購入費、ネットワークスイッチでございますが、このスイッチというのは現在、町民課と総務課の間のカウンター寄りに設置されているものでございまして、2階にサーバー室というものがあります。そのサーバー室と1階の業務全般を行っていますパソコンを結ぶための機械でございます。光回線で結んでおりまして、この業務は戸籍系統、住民基本台帳、後期高齢、そして情報、または内線電話、特定健診等の業務を担っている機械でございます。この機械は2台ありまして1つが戸籍系統、そしてもう1つは情報、内線電話系統というふうに分かれておりまして、1つの機械の中に、電気系統が故障してはならないということで電気系統に2種類の電源を設けております。その1つの電源が故障してしまったということで、すでにこの機械の導入が平成16年度ということで8年以上経過しているということで、すでに生産中止、そして修理が不能ということでございます。それで今、予備といったらおかしいんですが、1つ

の電源系統で補っていますのでいつ何時故障してもおかしくない状態ということで、早急に交換をしなければならない状態が発生してしまいました。よって、急ぎよ今回の補正予算に盛り込んで行いたいということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（河井淳君）

野島俊博君。

○13番議員（野島俊博君）

緊急を要すということなんですけども、まずこのネットワークスイッチはやっぱりいろんな利点があるわけですよ。まずアプリケーションの共用とか情報へのアクセスのスピードアップと。そしてお客さまへのサービスの拡大、これは町民と言ったほうがいいかもしれませんが、さらに運用コストの削減、セキュリティの向上、またはリスクの低減等、さまざまなメリットが挙げられるわけなんですけども、そういうことを勘案してこれだけ使った期間ではなくて、やっぱりこういうメリットがある以上は当初予算に計上してしっかり訴えてサービスの向上、運用コスト削減に向けて皆さんで取り組んでほしいと、そういう意味で今回、これを聞きました。ぜひそういう姿勢をやっぱりしていただきたいと。それが経費削減の1つの方法ではないかと思しますので、ぜひひとつこれはやっていただきたいと思します。

以上です。

○議長（河井淳君）

他に質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

数点お聞きします。

まずはじめに15ページの高齢者福祉費の扶助費900万円の減額でございますけども、養護老人ホーム入所者保護措置費がこれは減員による減額というふうにお聞きしましたけども、これについて詳しくお教え願いたいと思します。

それから17ページの民間保育所費、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金、これは大野山と下山ということでございますけども、これの内容。

それから18ページの農業振興費、負担金補助金及び交付金のJAふじかわ伊沼直売所農業支援事業補助金、これはポスレジというふうにお聞きしたんですけども、これはいつもこういう補助金が出ているものなのかどうか。

それから19ページの道路橋梁維持費の需用費の修繕費800万円ですね。この内訳という内容がなんなのか、ちょっとよく聞き取れなかったのだからこれについて。

それから同じく道路新設改良費のほうで工事請負費、橋梁修繕工事、峡香橋と白雲橋の耐震補強工事ということですけども、現在いろんな橋梁とかトンネルについて補修とか補強がなされていると思うんですけども、今後もこういうものが増えていくのかどうか、そのへんについてお聞きします。

それから22ページ、文化財保護費の門西家住宅防災施設整備事業補助金60万7千円については内容をお聞きしたいと思します。

それから最後、23ページの身延学校給食費、賃金の臨時職員賃金、たしか調理員2名というふうにお聞きしましたけども、これは2名を補充されたということなのかどうか、その内容についてお聞きします。

それからもう1点、これは質問ではないんですが、17ページの保健総務費の18節備品購入費で「担架ベット」とありますが、これは「ベッド」の間違いではないかなと思うんですけども、その点。

以上です。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

15ページの高齢者福祉費、養護老人ホーム入所者保護措置費の減額についてであります。環境上の事情および経済的な理由から自宅で生活できない65歳以上の高齢者を対象に、もともと生活保護の養老施設、これの流れを汲んだ施設なんです。そこに生活困難者等が入所して生活する施設です。当初46人を見込んで計上をしておりました。それが4月からの9カ月実績で38名ということで人数が減ったことにより減額をさせていただきます。

以上です。

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

17ページ、3款2項8目民間保育所費の負担金補助金及び交付金、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金ですが288万7千円です。山梨県安心子ども基金保育サービス等充実事業費補助金交付要綱に基づき、保育士の人材確保を推進するため保育士の処遇改善に取り組む私立保育所に補助する事業であります。今回、大野山保育園と下山立正保育園から申請がございましたので補正をいたします。なお、この事業費の全額が県補助ということになります。

以上です。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

18ページの6款1項3目19節の負担金補助及び交付金のJAふじかわ伊沼直売所農業支援事業補助225万円でございますが、これにつきましてはJAふじかわの伊沼直売所のポスレジ購入費の補助金として、購入価格が300万円でありまして県の補助分が50%であり、町の補助分が県の補助額の2分の1で75万円でございます。あと自己資金が補助残の75万円でありまして、またこの山梨農業ルネサンス総合支援事業の概要としては地域が必要としている農業農村の発展につながるさまざまな施設・機械等の整備に対し、県全体として重点的な取り組みが必要な事業を整理し、国補助対象事業の規模要件を満たさないものについて優先順位をつけて計画的に支援されます。

それで町につきましては身延町内の農林水産業の振興を図るため、身延町農林水産業振興事業補助交付要綱に基づき、県採択事業に対する助成事業に対して県補助額の5割にて補助いたします。よって、このたび225万円をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

19ページ、道路橋梁費の中の道路橋梁維持費の中の修繕費の800万円でございます。これは道路橋梁費の修繕費で当初700万円、9月補正で500万円の追加補正をお願いしました。緊急度、または区の要望等を検討する中、対応すべき予算が足りませんので今回800万円の追加補正をお願いしているものでございます。個所が何力所あるかというのは、今のところは800万円の中で緊急度、あと要望等を加味しながら決めていきたいと、こんなふうを考えております。

続きまして、道路新設改良費の中の工事請負費でございます。

これにつきましては、橋梁につきましては平成21年度、23年度に橋梁点検を実施しております。点検した個所が135橋ありまして、そのうち修繕が必要なものは31橋ということで、町は橋梁については平成25年度から当面5年間、国の交付金を活用しながら修繕を行っていくという計画でございます。

トンネルにつきましては今年トンネル、舗装面、法面等の町道の点検業務を今、行っております。業務が終了して点検結果が出ましたら逐次、補修する個所を決めまして計画的に補修のほうを行っていく予定であります。

以上です。

○議長（河井淳君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

22ページ、10款教育費、5項文化振興費、1目文化財保護費、19節負担金補助及び交付金の門西家住宅防災施設整備事業補助金の60万7千円についてでございます。

当補助金は湯之奥地区の重要文化財門西家住宅の消火設備として地上式の貯水槽、自動放水銃2基、易操作性消火栓1基を設置する事業の増加分の文化財所有者の補助金でございます。

当初予定をしておりました文化財付近の貯水槽用地が農振農用地であることが判明し、代替地へ設置するための増額となったところであります。代替地の検討につきましては文化庁および学術文化財課と協議して進めてまいりました。地上式の貯水槽で工事契約をしたため、景観を阻害しない場所への設置が求められ、最終的に集落上方の林道脇の原野を選定するに至りました。当該地は景観を阻害する要因は1つもなく、文化庁からは経費はかかるが景観の保全という面でよりよい場所であるという評価を受けています。増加分の総事業費については1,077万9,800円、それから国補助金が916万2千円、県補助金が80万8千円、町補助金が60万7千円、文化財所有者負担金が20万2,800円となっております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

10款6項4目7節の身延学校給食費の賃金について、ご説明を申し上げます。

平成24年度において本町の学校給食施設につきましては久那土給食施設、それから下部給食施設、中富給食センター、身延給食センターの4施設がございましたけれども、その中において正規職員が配置されているのが中富の給食センターに1名、それから身延の給食センターに3名という状況でございました。いずれも正規職員の勤務年数が長いので、正規職員として

の自覚を持っていただくために身延にいた3人の正規職員のうち2名を下部と久那土のほうに配置替えをしたところでございます。

身延のほうは2名の調理員が給与費を減額されたわけでございますけれども、その代わり臨時職員の賃金が計上されておりました。今まで現有の臨時職員の賃金でやってきたわけでございますけれども、臨時職員2名の賃金を補正計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

おおよそのところは分かりました。

建設課長にお聞きしたいんですが、この修繕費の増額の件ですが、これは一応、当初で盛り込まれているものに随時700万円とか500万円追加し、今回800万円を追加するということですが、これは年間でいうとそうすると2千万円以上になる計算ですが、これがいろんな緊急の修繕に使われるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

そのとおりでございます。予算でいきますと今回4号補正で800万円をお願いしているわけですが、800万円を通していただくと合計で2千万円の修繕費ということになります。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

それから、その修繕については必要が出ればやるということで、その都度、いろんな優先順位とか緊急性とかということについて判断されるのは、建設課長のほうでされるということなんでしょうか。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

緊急度につきましては突発的な、道路が崩落を起こしたとか、木が倒れて通れないとか、そういう突発的なものはその都度、私のほうで判断して交通に支障があるときは速やかに交通が再開できるようにということで、判断をして行っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

他に質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

職員給与なんですけれども、これは6月定例会で身延町一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の具体化ということで、その審議のときに大体900万円ぐらいという、ぐらいと

ということで伺ったんですけれども、ちょっと計算してみたら1千万円超えて1,105万円になっているんですけれども、これだけちょっと多くなっているような状況なんですけれども、これについてはこれでいいのかなのかというのが1点。

それから15、16ページの民生費の児童福祉総務費の委託料で子ども・子育て支援電子システム構築業務ということで出ているんですけれども、まだこれについては今ニーズ調査をして子育て支援計画を立てるというこういう段階でこういう業務が今なぜ必要なのかなというところで、これは繰越明許にもなっているんですけれども、ここを出してきた経緯というか、これをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

職員の給与の関係でございますけれども、6月の議会で一般職の給与の臨時特例条例を提出させていただきました。そのときに、たしか900万円ぐらいですということでご説明をいたしたわけでございますが、その後、その給与の特例だけではなくて管理職が1名辞めたり、そういったところも調整をしておりますので、金額としては1千万円を超えているということをご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

15ページ、3款2項1目13節委託料283万3千円です。子ども・子育て支援事業電子システム構築事業費補助金です。これは平成27年度から始まる子育て支援の新制度のもと国が構築する施設型給付、地域型給付交付金システムに対応したデータ管理システムを市町村において導入する必要があり、その費用であります。

システムの概要は保育所等施設の利用者認定管理、利用者受給管理、幼稚園・保育所等の施設管理、審査支払管理等でございます。財源につきましては、全額が山梨県安心子ども基金補助金でございます。

先ほど議員さんがおっしゃいますように現在ニーズ調査の段階ではございますが、県からの指導によりまして、業者との契約を今年度中に行う必要があること、それから実際のシステム導入は新年度に入ってからとなることが今の時点で明確でございます。そういうことから、今回の補正予算のお願いと同時に繰越明許のお願いもさせていただきました。

以上です。

○議長（河井淳君）

他に質疑はございませんか。

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

22ページの10款5項6目、金額は小さいんですけれども、13節の委託料、レジスタ設定変更業務というのがありますが、これについてちょっと内容を伺いたいんですが。

○議長（河井淳君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

お答えをいたします。

これにつきましては、和紙の里にあります売店のレジスタの設定業務を変更するものでございます。内容につきましては、来年の4月に改正されます消費税アップに対応するためのレジスタの中のシステム変更でございます。時期的に大変業務が混むということでございまして今回12月で計上させていただきまして、早めの対応を考えているところでございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

消費税、おそらくそうだろうなと思ったんですが、そうすると消費税というのはこれからほかの、生涯学習課のほうで所管している施設がいっぱいありますよね。そういうところもこれからもどんどん出てくるということなんですか。そうするともし、そういうことがあるのであれば、今なぜ和紙の里だけなのかと。一緒にという考えではなかったのかどうか、そのへんを伺います。

○議長（河井淳君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

お答えいたします。

物品等がたくさんあるところにつきましては和紙の里、それから金山博物館の売店がございまして。金山博物館につきましては、いわゆる手打ちで十分対応できる数量的な内容になっておりますので、担当職員とも協議したところ十分、設定変更等を要さないということになっておりますので、これについてはいわゆる手打ちといった形の中で対応していきたいということになっております。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

そうするとほかの施設は全部、設定変更等々、これからないということではないんですか。

○議長（河井淳君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

そのとおりでございます。

○議長（河井淳君）

他に質疑はございませんか。

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

4点ほど伺います。

13ページの企画費の中で28節繰出金の5,139万円、土地開発事業特別会計繰出金ですが、これはもちろん丸滝の分譲関係になると思いますが、これを含めて現在まで用地取得

費を含めてどのくらいの金額になっているのか。

それから17ページ、衛生費の中の11節需用費、消耗品費として災害用の備品としてテントほかというような説明でありましたが、内容とそれからこういった備品をどこへ置かれるのか。

それから次の18ページの19節、JAふじかわの伊沼直売所の支援事業補助金225万円。この内容はどのような内容でこうした補助金が出されるのか。またこれは継続的に毎年出されるのかについて、お伺いいたします。

それから23ページの災害復旧費の15節樋田小坂水路災害復旧工事、この工事内容はどんな内容なのか、説明をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

13ページ、企画費の28節繰出金5,139万円、今回、要望させてもらっております。今までの金額は、本年度、25年度につきましては合計9,708万4千円という金額でございます。24年度からの金額を申しますと1億6,055万5,568円という金額でございます。これ以外に土地開発基金繰入金が4,404万円という金額でございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

4款1項1目11節需用費と18節備品購入費、この2つが該当します。これは地域医療救護体制整備事業という事業、大規模災害等において迅速・確実な医療救護の実施を図るという目的で10分の10の補助事業であります。その補助対象のもの等につきましては災害用医療救急セット、担架、発電機等、救護所で使用する資機材ということになっております。そのうち人口で何セットかということで決められているんですが、うちの町1万4千人強ですので2セット購入できます。1セット単価276万円の2セットで552万円で、あと18万円につきましては一般財源を入れさせていただきまして570万円の総事業費ということになります。

項目につきましては、消耗品としましては懐中電灯とか10リットルのガソリンを入れる携行缶とか災害用の医療救護セット等を計上しております。それから備品につきましては、ここに記載のとおりパルーン投光機をはじめ担架ベッド、キャスター付きのものということで計上をさせていただきました。

うちで配備するのは4カ所に置きたいと考えています。各保健福祉センターなどに配備したいと考えております。

○議長（河井淳君）

川口議員、6款1項6目のJAふじかわ伊沼の直売所の件に関しましては、先ほど芦澤議員のほうで質問されておりますけれども内容は同様のものではないでしょうか。もし同様のものであれば飛ばして次の質問を・・・。

○10番議員（川口福三君）

この補助金は単年度だけなのかどうかを。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

お答えします。

単年度でございます。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

23ページの11款1項2目の15節工事請負費でございますが、樋田小坂水路の災害復旧工事155万4千円の内容でございます。これにつきましては本年の台風18号災害にて樋田の小坂水路の取水口付近の水路数メートルの壁が崩壊いたしました。その災害復旧事業費の工事費として計上させていただきました。

以上です。

○議長（河井淳君）

他に質疑はございませんか。

（なし）

それでは、他に質疑がないので質疑を終わります。

議案第87号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終わります。

議案第88号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終わります。

議案第89号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終わります。

議案第90号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終わります。

議案第91号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

野島俊博君。

○13番議員（野島俊博君）

ページは7ページです。下水道事業費中、13節委託料における硫化水素による腐食箇所緊急点検業務が計上されていますけども、この緊急というところはどのような内容の緊急なんでしょうか、その点をお答え願います。

○議長（河井淳君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（深沢香君）

お答えいたします。

緊急というのは、硫化水素の発生によりまして下水道のポンプで送るところからマンホールに下水が入るわけですが、その中で硫化水素が発生して、それによってコンクリートが腐食されて、そして陥没等の事例が全国で発生しているということに伴いまして国から指示がございまして、このような個所を目視で点検をするというふうな指示がございましたので今回、委託料を計上させていただきました。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島俊博君。

○13番議員（野島俊博君）

たしかにこの圧力管の吐出口が、この硫化水素の腐食が激しいということは知られているところでもありますけども、この下水道維持管理で生活排水が分解されて精製する気体には硫化水素、アンモニア、二酸化炭素およびメタンでありますけども、管路施設の腐食、劣化に関して問題なのは硫化水素だけと。これは一般的に知られているところでございます。

特に気体は毒性が非常に強く、鉄や銅などの金属に対しては腐食性を持っているということでございますけども、さらに空気に触れると酸化を受けて強酸である硫酸に変化すると。だから金属とコンクリートなどを腐食させると。こういうことはもう分かっていると思うんですよ。したがって上からのということよりも、こういうことをその課でもって醸成をさせて、みんなの感覚をこういうところに向けていかなければ私はならないんじゃないかと思います。これはもう、すでにこういうことが分かっているわけですよ。維持管理としてはこういうことをやっぱり硫化水素対策設計をとっていかなければならない。そういうことをひとつ課長はお帰りになってみんなでこのことを検討して今後に生かしていただいて、言われるのではなくて皆さんのほうからこういうことを出して、業者に点検をしっかり依頼するなりしたほうがよろしいと思います。

特に硫化水素の毒性は死亡者が大変これは多くなります。特に硫化水素の毒性は1ppm、この100万分の1、1000ppmでも呼吸困難で窒息に至ると。要するに1000ppmというのは0.001%ですから、そのぐらいの毒性があると。そういうことも踏まえてしっかりひとつ、課内で醸成して皆さんの知恵をそういうところへ持って行って、逆に業者のほうを指導していくような形でやられたほうがいいのではないかと私はそういうふうに思います。どうかひとつそういうことも含めて頑張ってください。

以上です。

○議長（河井淳君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終わります。

議案第92号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終わります。
議案第93号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終わります。
議案第94号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終わります。
請願第2号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終わります。
お諮りいたします。

諮問第3号は人事案件でありますので質疑・討論を省略、請願第2号は討論を省略し採択を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

日程第3 提出議案に対する討論を行います。

議案第81号について、討論を行います。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第81号 身延町税条例の一部を改正する条例について反対討論をいたします。

今回の一部改正は金融所得課税の一体化として、金融商品間の損益通算範囲の拡大を行うものです。多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するもので富裕層への優遇措置を一層進めるものです。その結果、富裕層の税負担を引き下げる要因ともなり、格差の拡大につながっています。現行では上場株式等の譲渡損を上場株式等の配当と通算して減税できる仕組みがありますが、それが今回の改正で社債および公社債投信の利子、配当も通算できるようにしたものです。

以上をもって反対いたします。

○議長(河井淳君)

賛成討論を求めます。

討論はございませんか。

川口福三君。

○10番議員(川口福三君)

賛成の立場で討論いたします。

この条例は今、国で進めておられます政策に基づいて、今アベノミクスというようなことの

中から株式上場、いわゆる株式売買に対する簡易措置という観点からこうした減税措置が講じられたということから、私は賛成の立場で討論といたします。

○議長（河井淳君）

他に討論はございませんか。

（ な し ）

他に討論もないので、討論を終わります。

議案第82号について、討論を行います。

討論はありますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終わります。

議案第83号について、討論を行います。

討論はありますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終わります。

議案第84号について、討論を行います。

討論はありますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終わります。

議案第85号について、討論を行います。

討論はありますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終わります。

議案第86号について、討論を行います。

討論はありますか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第86号 平成25年度身延町一般会計補正予算（第4号）について反対討論いたします。

1点目は職員給与の減額です。これは6月定例会で反対討論をした身延町一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の具体化です。地方公務員の給与は、自治体が独自に条例をつくり自主的に決めるのが地方公務員法に定められた原則です。その原則を踏みにじり、国が国家公務員の給与の引き下げに準じて地方公務員の給与の引き下げを強要する、それも地方固有の財源である地方交付税を減額して引き下げの要請手段として用いるなど、地方自治の本旨に反することがあってはならないことです。そして厳しい地方経済の中、働く者の賃金と所得を増やし安定した雇用を守るこそ景気回復の道です。このときに公務員の給与を引き下げるとは民間の賃金の引き下げにつながり、地方経済をさらに疲弊させることとなります。

2点目は3款民生費の中の子ども・子育て支援電子システム構築業務の委託料についてです。子ども・子育て支援新制度は自治体の保育実施責任の希薄化、公立保育所の民営化、保育実施基準の規制緩和など保育の公的責任を投げ捨て、子育てを自己責任とさせる大きな問題があります。システム構築には保育認定基準、保育施設の条件、保育給付などのシステムが導入され

るとあります。保育の認定は親の労働時間によって保育時間が決まります。パートや仕事を探している場合などは保育時間が短くなり、集団保育の保障ができなくなると保育関係者から心配の声が出ています。保育所、認定子ども園、小規模保育所と多種多様な保育施設の保育基準もそれぞれ決めなくてはなりませんが決まってはいません。保育給付も同様です。町ではこれからニーズ調査を実施し子育て事業計画をつくります。国のパッケージを当てはめたシステムでは現行の保育水準を確保することにも懸念があります。

よって反対をいたします。

○議長（河井淳君）

賛成討論を求めます。

討論はございませんか。

柿島良行君。

○5番議員（柿島良行君）

私は賛成の立場で討論をいたします。

まず職員給与の減額につきましては、すでに6月の議会で身延町の一般職の職員等に関する給与の臨時特例に関する条例が議決されているものでございまして、その執行でありますので私は執行部案のとおり賛成をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はございませんか。

（ な し ）

賛成討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終わります。

議案第87号について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終わります。

議案第88号について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終わります。

議案第89号について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終わります。

議案第90号について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終わります。

議案第91号について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終わります。
議案第92号について、討論を行います。
討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終わります。
議案第93号について、討論を行います。
討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終わります。
議案第94号について、討論を行います。
討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終わります。

日程第4 提出議案に対する採決を行います。

議案第81号について、原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって議案第81号 身延町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第82号について、原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第82号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第83号について、原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第83号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第84号について、原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第84号 身延町下水道事業受益者負担金等徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第85号について、原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第85号 身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、

原案のとおり可決することに決定しました。

議案第86号について、原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって議案第86号 平成25年度身延町一般会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第87号について、原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって議案第87号 平成25年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第88号について、原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって議案第88号 平成25年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第89号について、原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって議案第89号 平成25年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第90号について、原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって議案第90号 平成25年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第91号について、原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって議案第91号 平成25年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第92号について、原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって議案第92号 平成25年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第93号について、原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第93号 平成25年度身延町土地開発事業特別会計補正予算(第3号)につい

ては、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第94号について、原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第94号 町道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定しました。

諮問第3号について、原案のとおり採決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については適任ということでご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任と意見を付すことに決定しました。

請願第2号について、委員長報告のとおり原案を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって請願第2号 重度心身障害者医療費助成制度の窓口無料の維持を求める請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第5 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長より所管事務調査について会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

以上、各委員会委員長からの申出書のとおり議会閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長からの申出書のとおり議会閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで、町長からあいさつをいただきます。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

大変ご苦労さまでございました。

平成25年身延町議会第4回定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

本定例会は去る9日に開会をされ本日までの4日間、新河井議長のもとで去る10月27日に執行の身延町議会議員選挙後初の定例会でありましたが、私どもの提案に関わる諸議案につきまして原案のとおりご議決・ご同意をいただく中で閉会を迎えることができました。議員の皆さんのご協力に心から敬意と御礼を申し上げます。

さて議会議員選挙後初の定例会でありますので、一言だけお願いを申し上げさせていただきますと思います。

身延町も合併して10年目を迎えようとしております。議会議員選挙も全町一区ですでに2回にわたり町民の皆さんの審判も仰いでおります。このことで町民がいよいよ結集してきたように思われます。これまでの議員の皆さんには地域の発展に多大なご尽力を頂戴していることに対し深く感謝を申し上げますところでございます。今後も町民全体の代表者として、各地域はもちろん町の将来や町民福祉のために議会活動や議員活動をいただけますことをご期待申し上げます次第でございます。

もちろん釈迦に説法であることは百も承知をしておりますがご無礼を申し上げます。

いよいよ今年も残り少なく寒さが日増しに厳しくなる季節になってまいりました。議員の皆さんにはお体には十分注意をいただく中で、町民福祉のためにご活躍をいただけますことをお願い申し上げ閉会のあいさつとさせていただきます。誠にご苦労さまでございました。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

町長のあいさつが終わりました。

これをおもちまして本定例会の会議に付されました事件は、すべて終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

12月9日から開催されました12月定例会におきましては慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げます次第であります。

町当局ならびに議員各位におかれましては、身延町の発展のためなお一層のご尽力を賜り、希望に満ちた新年をご健勝で迎えられるようご祈念申し上げ、平成25年第4回身延町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中村京子君）

それでは相互にあいさつを交わし、終わりたいと思います。

ご起立を願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時10分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長中村京子が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上